

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

[]は昨年度の支部数

意見の提出あり 47支部 [47支部]

● 当該支部の保険料率について 『妥当』、『容認』とする趣旨の記載がある支部	23 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	7 支部) [24支部中 4支部]
	[24 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	16 支部) [22支部中 20支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 0支部]
● 当該支部の保険料率について 『やむを得ない』とする趣旨の記載がある支部	24 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	21 支部) [24支部中 20支部]
	[23 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	2 支部) [22支部中 2支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	1 支部) [1支部中 1支部]
● 当該支部の保険料率について 『反対』とする趣旨の記載がある支部	0 支部	・引き上げとなる支部 (28 支部中	0 支部) [24支部中 0支部]
	[0 支部]	・引き下げとなる支部 (18 支部中	0 支部) [22支部中 0支部]
		・変更がない支部 (1 支部中	0 支部) [1支部中 0支部]

意見の提出なし 0支部 [0支部]

※ 都道府県単位保険料率の変更がない支部については、健康保険法上、支部長の意見の聴取を行うことは必要とされていないため、理事長からの法定の聴取は行っていない。
ただし、支部長として都道府県単位保険料率の変更が必要と考える場合は、法第160条第7項の規定に基づき、評議会の意見を聴いた上で、意見を提出することができる。
また、当該支部の支部長が、都道府県単位保険料率を変更しないことが「妥当」、「容認」等の意見を任意で提出することも認めている。

令和7年度 都道府県単位保険料率の変更についての支部長意見

保険料率については、【資料1-2】令和7年度都道府県単位保険料率について(案)に基づいて記載。なお、()内については、令和6年度の保険料率を記載。

支部名	支部長意見	評議会における意見
北海道	10.31% (10.21%) 1. 意見の要旨 北海道支部の令和7年度保険料率を令和6年度保険料率10.21%から0.1ポイント引き上げ、10.31%とすることはやむを得ないものとする。 2. 理由等 - 北海道支部の保険料率は令和3年度の10.45%から3年連続で減少し、この3年間で0.24ポイントの引き下げが実現していました。そのような中、人手不足や物価高騰などの影響が大きく、大変な思いで経営されている中小企業の事業主とその従業員の皆様に、0.1ポイントの引き上げをお願いせざるを得ないことは苦渋の思いです。 - しかしながら、中長期的に安定した財政運営を目指すことの重要性や、支部評議会の意見も踏まえて運営委員会で議論を重ね、最終的に平均保険料率を10%とすることで取りまとめられた経緯などを勘案すると、決定した平均保険料率を前提として現行のルールで算出された北海道支部の保険料率は受け入れざるをえません。 - 支部間の保険料率は、依然として1%以上の格差があります。北海道支部では、保険者努力重点支援プロジェクトや地域の課題解決に向けた各事業を展開し、事業所や加入者の保険料負担の軽減に努めているところですが、医療提供体制が支部の保険料率に影響する部分も大きく、支部の努力による効果は限定的であるのが実情です。 協会設立の主旨から考えると、全国一律の保険料率に戻すことは難しいものと思料しますが、都道府県単位保険料率の算定方法の見直し、あるいは	【評議会の意見】 - 平均保険料率を10%で維持すると決定したことを受けて算定された、令和7年度の北海道支部の保険料率が10.31%へ引き上げとなることについてやむを得ないとする意見であった。 - 令和6年10月開催の支部評議会における平均保険料率に関する意見に加え、下記の個別意見があった。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) - 今回の評議会で、都道府県単位保険料率の設定自体についても見直すべきとの意見も出ているが、そもそも協会けんぽ設立の経緯を考えると、簡単には結論を出すことができないように感じる。 (事業主代表) - 支部評議会、運営委員会において様々な意見が交わされており、それに対するフィードバックがほしい。次年度の平均保険料率の維持か否かだけの議論ではなく、並行して準備金の在り方や保険料率の算定方法の見直し検討を早急にしてほしい。 - 事業主としては保険料率が低い方がありがたい。一方で医療を受ける者としては、引き続き安価で保険診療を受けるために必要ということであれば、引き上げはやむを得ないとする。 (被保険者代表) - 北海道は広域のため、診療所が少ないといった医療機関の偏在があり、そ

支部名	支部長意見	評議会における意見
	は料率の設定の在り方そのものについて議論していくことも必要ではないかと考えます。 また、2033年度までに保険給付費が7.3兆円増加し、高齢者医療への仕送りも2.5兆円の増加が見込まれていることを勘案すると、引き続き国に対して国庫補助率20%の実現を強力に働きかけていただきたいと切望します。	れによる受診遅れや重症化してからの受診等によって医療費の増加につながっている。医療費に対し、支部としての取り組みや努力の結果が表れにくいことは、地域性の課題が大きく、その現状のままで都道府県支部ごとの保険料率を定めるべきではないと、強く指摘したい。 ・今後も当面積みあがる準備金をそのままにすることは課題である。中長期の安定運営は堅持しつつ、令和8年度保険料率の検討の際には、料率算定ルールの見直しを真剣に考え、特に10%を大幅に上回る支部間の格差解消による保険料率の平準化を必ず行うべき。それが実現できないのであれば、協会けんぽという1つの組織である必要があるのかという疑問を呈さざるを得ない。 ・単に定量的な算定ルールだけで保険料率を決定するのではなく、地域特性など定性的な要素も加味して考えるべき。
青森	9.85%（9.49%） 1. 意見の要旨 青森支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.49%から0.36%引き上げ、9.85%とすることはやむを得ないと考えます。 2. 理由等 青森支部としては自治体や関係団体等と連携して、加入者の予防・健康づくりを進め医療費の適正化に努力しているところですが、当支部の保険料率が令和6年度は前年比0.30%の引き下げ、令和7年度が0.36%の引き上げと変動幅が大きく、県内の加入事業主にとって、安定した経営を行っていくうえで不安定要素となっております。 一方、協会けんぽの財政構造が、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造であり、65歳以上の高齢者人口割合がピークを迎える2040年に向けて、「中長期的に平均保険料率を10%に維持できること」を	【評議会の意見】 ・令和7年度の青森支部保険料率は平均保険料率の10%は下回るものの、9.85%は令和6年度保険料率9.49%と比較すると、0.36%の大きな引き上げ幅となる。 都道府県単位保険料率の設定が、青森支部の医療費水準以外に、前々年度の精算が行われ、料率に変更する仕組みになっていることは理解できる。しかしながら、企業等の置かれている状況を見ると物価高騰や人材確保、さらに賃上げを強いられているような中での保険料率の引き上げによる負担増について、事業主、加入者に理解していただけるように青森支部のインセンティブ制度における実績も含め、丁寧な説明をお願いしたい。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・安定的な運営をしていく考えであることは理解している。前年度より引き

支部名	支部長意見	評議会における意見
	基本に考えていく必要があると認識しており、今回の当支部の保険料率の引き上げについてはやむを得ない考えるものです。	上げとなるが、9.85%については異論なし。青森支部の令和5年度インセンティブ実績は評価したい。そのことも併せ、丁寧な説明をしていくべき。 (事業主代表) ・引き上げ幅の数値よりは、青森支部保険料率9.85%がどの水準にあるのか他支部の状況を見ると、すごく高いという捉え方をしなくても良いと考える。 (被保険者代表) ・これまでの青森支部保険料率の変遷から見ると、今回大幅な引き上げと受け止められる。加入者目線で言うと、変更するにしても毎年度小さな変動幅にならないのか疑問を感じる。
岩手	9.62% (9.63%) 1. 意見の要旨 岩手支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.63%から0.01%ポイント引き下げ、9.62%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されていないことに加え、今後も保険給付費や高齢者医療への拠出金の更なる増大等が予想される中、より中長期的な視点で安定的な財政運営を見通せる事が重要であると考えます。 従いまして、令和7年度の平均保険料率を10%に据え置く事及び岩手支部保険料率が前年度比マイナス0.01%ポイントの9.62%に引き下げとなる事については、妥当であるため異論はございません。 一方で半数近くの支部の保険料率が10%を上回る状況であることや、支	【評議会の意見】 ・岩手支部の令和7年度保険料率の変更について、9.63%から9.62%へ引き下げとすることに異論なし。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保健事業の充実により、現役世代への取組を拡大させることで、健康な状態で高齢者になってもらい、医療費抑制に繋がるよう努めてほしい。 (事業主代表) ・インセンティブ制度について、報奨金を受けられる側になるように、各指標にかかる取り組みを一層強化願いたい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	部の最高保険料率と最低保険料率の差が1.34%ポイントとなっており、年々格差が拡大している現状を踏まえ、運営委員会および支部評議会において平均保険料率を引き下げるべきという意見が一部あることなどにつきましても留意する必要があると考えます。 協会けんぽの準備金については、現時点では積み上がっておりますが、健康保険組合の令和5年度決算見込によれば、令和4年度に比べ赤字組合が増加し黒字組合が減少していることから、組合の編入による財政影響等も注視していく必要があります。更には物価高騰により経済状況が不透明な中で、苦境にあえぐ事業主、加入者への協会けんぽの財政問題に係る丁寧な説明が、今後ますます重要となってまいります。 医療費は各都道府県の医療提供体制や高齢化の進展、医療の高度化等の影響を強く受けるため、支部、加入者、事業主の自助努力のみでは上昇を抑えることが極めて困難です。 公的医療保険制度が相互扶助の上に成り立っていることを踏まえて、支部間の保険料率格差に対する上限設定や拠出金負担のあり方の見直し、国庫補助率16.4%の長期的な堅持、あるいは、将来的な20%への引き上げの必要性について、安定した医療保険制度を将来にわたり維持していくために、関係各方面への意見発信をより強く行っていただくこと等を要望いたします。	(被保険者代表) ・岩手支部の保険料率は全国的に低い方ではあるが、医療提供体制の影響が大きいと推察される。保険料率が将来的に大きく上昇しないように、引き続き各種取り組みを推進してほしい。
宮城	10.11% (10.01%) 1. 意見の要旨 宮城支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.01%から0.10ポイント引き上げ、10.11%とすることについて、妥当であると考えます。 また、変更時期については、4月納付分からとしていただきたい。	【評議会の意見】 宮城支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の10.01%から0.10ポイント引き上げ、10.11%とすることについて了承する。 【評議員の個別意見】 (被保険者代表) ・事務局からの説明を踏まえ、来年度支部保険料率が10.11%となることは

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 全国平均保険料率が10%に維持されるなか、令和7年度の宮城支部保険料率は、10.11%と前年度比0.10ポイントの引き上げとなりました。厳しい経済情勢の中、「負担の限界」とされる10.00%を大きく上回る数値で誠に受け入れがたい状況ですが、当支部加入者一人当たりの医療費は依然として全国平均を上回っていること等を勘案し、保険料率算定の仕組みの中で出された数値として妥当であると思料します。 一方、各支部の状況をみますと、令和7年度においても当支部を含め多くの支部が「負担の限界」とされる10%を上回ることや、宮城支部の一人当たり医療費が増加の一途を辿っている状況を危惧しております。 当支部としても保健事業や医療費適正化を中心に保険者機能を更に発揮するよう努め、医療費の上昇抑制に努めてまいります。今後より一層本部からの支援を強化していただき、本部・支部が一丸となって上昇を続ける医療費の支部毎の分析や対応に取り組んでいく必要があると考えます。	やむを得ないと考えている。しかし、賃上げの流れに伴い、保険料負担の増加を感じている。 準備金が6兆円に積み上がる状況下で、例えば、保険料率の支部間格差や医療の提供体制の都道府県格差を是正するための施策を実施するなど、法定準備金を超えた部分の使い方について再検討いただきたい。
秋田	10.01%（9.85%） 1. 意見の要旨 秋田支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.85%から0.16%ポイント引き上げ、10.01%とすることを容認いたします。 2. 理由等 令和7年度の当支部における都道府県単位保険料率の引き上げは厳しい現実ではございますが、保険料率算定のプロセスや当支部の健康指標の実態を鑑みれば、やむを得ないと考えます。 当支部といたしましては、保険料率の変動要因や支部固有の課題を認識し、保険料率の抑制につながるよう次年度も課題解決のための事業の実効	【評議会の意見】 ・10%を上回る結果となったがやむを得ない。 インセンティブ制度について、減算率が高い支部の取組を参考にするとともに、加入者一人ひとりの取組が保険料率に反映されることを広報等でより一層周知いただきたい。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・事業所や加入者にとって保険料負担が増加することは厳しいが致し方ない。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	性を上げるよう努力してまいります。	(事業主代表) ・事業主の立場からすると、保険料率の引き上げは単純に容認できるものではない。しかしながら、保険料率の算定根拠等を鑑みると引き上げはやむを得ないとする。10%から大幅に乖離しない範囲で推移していくよう各種事業に取り組んでいただきたい。 ・国は2020年代に最低賃金を1,500円に引き上げる方向で動いているなか、中小企業としては最低賃金の引き上げのため生産性を上げる必要があるが、価格転嫁がなかなか進まない業種もある。社会保険料を引き下げ、国庫補助率を引き上げたほうが事業所への支援として公平性があるとする。 ・保険料率10.01%はやむを得ない。今後は、インセンティブ制度の減算率が高い支部の取組を参考にするなど、保険料率の抑制のため引き続き取り組んでいただきたい。 ・国庫補助率を法定上限である20%に引き上げるべきであることを強く政府に申し入れていただきたい。 (被保険者代表) ・令和7年度は10%を上回る結果となったが、やむを得ないとする。インセンティブ制度においては保険料率の引き下げに向けて一層取り組む必要がある。 ・インセンティブ制度について、もっと加入者に対して周知を行っていただきたい。加入者一人ひとりの取組が保険料率に反映されることを広報等により一層周知していただきたい。
山形	9.75% (9.84%) 1. 意見の要旨 山形支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.84%から0.09%ポイント引き下げ、9.75%とすることは、妥当と考えます。	【評議会の意見】 ・山形支部健康保険料率が9.84%から9.75%に0.09%ポイント引き下げることに異論はなく、了承された。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 山形支部評議会においては、協会けんぽの財政構造は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が依然として解消されておらず、中長期的に安定した運営を行うためにも、平均保険料率を10%に維持する基本方針に異論はございませんでした。 また、インセンティブ制度については、全国1位という成績から保険料率0.148ポイントの減算につながり、山形支部の取組に評価をいただいたところです。 一方で、各評議員の発言において、保険料負担軽減や国庫補助率20%の実現を求める意見もあったことから、平均保険料率10%維持の方針と協会けんぽの財政構造に関して、従来以上に加入者に丁寧な説明を行い理解を深めていただく必要があるとともに、料率維持が可能となるよう、より一層の保健事業の推進が必要だと考えます。 これら評議会での意見等を踏まえまして、当職におきまして、令和7年度保険料率について9.75%とすることについて、妥当と考えます。 併せて、健康保険制度の安定的な運営のために、健康保険法本則の上限である国庫補助率20%への引上げ等、協会けんぽの加入者及び事業主の負担がこれ以上過大となることがないよう、より強く国に対し要望していく必要があると考えます。	【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保険者としての立場から財政運営の困難さは承知しており、9.75%は妥当と考える。一方で、負担の公平性の観点から、現役世代から後期高齢者世代への支援金という制度の枠組みを考え直す必要もあるのではないかと考える。 (事業主代表) ・インセンティブ制度も良い結果であり、9.75%とすることに賛成。 ・9.75%への変更に賛成。自社内でも健康増進の取り組みを進めていきたい。 (被保険者代表) ・健康づくり等の優れた取組が、インセンティブ制度の報奨金につながった結果であり、9.75%には賛成。ただし、平均保険料率10%維持できるのも時間の問題であるならば、その先どうしていくのかという議論を、制度改正を含め今のうちから進めるべきではないかと考える。 ・9.75%に賛成。中長期的な財政運営に賛同しながらも、少しでも負担軽減していただきたい気持ちはお汲み取りいただきたい。中長期的な財政安定化のための4.2兆円の準備金の柔軟な活用、国庫補助率20%の実現、地域間格差のない保険料率に向けた取組も検討していただきたい。 ・9.75%への変更に賛成。平均健康保険料率10%の維持に向け、事業所担当者としても協力していきたい。
福島	9.62% (9.59%) 1. 意見の要旨 福島支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.59%から0.03ポイント引き上げ、9.62%とすることはやむを得ないと考えま	【評議会の意見】 福島支部の保険料率が9.62%となることはやむを得ない。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	す。 2. 理由等 エネルギー価格の高騰や物価上昇が続く、加入者および事業主の皆さまには依然として厳しい状況が続く中、2年連続で保険料率が引き上げとなることは非常に心苦しく残念と言わざるを得ません。 しかしながら、協会けんぽの財政状況は設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造が続いていることに加え、今後も保険給付費や後期高齢者支援金の増加が見込まれており、協会財政の中長期的な安定を考慮した平均保険料率10.0%を前提に算出された当支部の保険料率9.62%はやむを得ないものと考えます。 福島支部の保険料率は全国的に見ると低い位置にありますが、加入者の健康指標は生活習慣病リスク保有割合や、喫煙者の割合など様々な項目において全国下位に位置していることから、引続き県や各関係団体との連携を密にしながら、より一層加入者の健康増進、医療費適正化に向け取組んで参る所存です。 なお、前回の評議会で、平均保険料率10.0%の維持について、評議員の皆さまからは妥当とのご意見をいただきましたが、準備金残高のあり方や国庫補助率の引上げについて検討の要望が出されておりますので、再度意見として申出いたします。	【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・ 今後予定されている短時間労働者への被用者保険の適用拡大など健康保険財政にとってはマイナスとなる要因が複数ある中で、他県と比較しても低い水準であることから、平均保険料率10.0%を前提とした保険料率の引き上げはやむを得ない。 (事業主代表) ・ 特段の意見なし (被保険者代表) ・ 特段の意見なし
茨城	9. 6 7 % (9. 6 6 %) 1. 意見の要旨 茨城支部の令和7年度保険料率は、令和6年度保険料率の9.66%から0.01%引き上げ、9.67%とすることについて、やむを得ないと考えます。	【評議会の意見】 ・ 茨城支部の令和7年度保険料率が9.67%となることについて、評議会として異議なく承認された。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 茨城支部の意見としましては、協会けんぽの財政構造は、依然として医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されていません。加えて、協会けんぽ加入者の平均年齢上昇や医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加、団塊の世代が後期高齢者になることにより後期高齢者支援金の短期的な急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額で推移することが見込まれることなどを考慮すると、中長期的な視点で安定した財政運営に努めていくべきであり、平均保険料率を10%に据え置くことについて異議はございません。 一方で、令和7年度収支見込（医療分）による単年度収支差は黒字であり、準備金残高はさらに増加する傾向が続いております。評議会において、準備金について少しずつ理解をいただいている状況ではありますが、依然として準備金の在り方や加入者・事業主に丁寧の説明し、理解を得る必要性を指摘されております。協会けんぽの財政状況や保険料率決定の仕組み、インセンティブ制度等の広報について、より一層強化をお願いするとともに、加入者の健康づくり、医療費適正化に対する意識・行動変容が協会けんぽの安定した財政運営にもつながると思料しております。引き続き本部・支部と一体となって加入者の意識・行動変容につながる更なる取組強化もお願いいたします。	【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・準備金の在り方や保険料率の算定方法、協会けんぽの財政運営の仕組み等については、加入者や事業主に対し、引き続き丁寧かつわかりやすく説明をお願いする。 ・インセンティブ制度は以前見直しがされたものの、大規模支部もしくはそれに近い支部ほど、減算対象である上位15支部に入ることが難しい制度に感じる。実績だけでなく、伸びしろも評価していることは理解しているが、制度そのものが難しく、かつ加入者にインセンティブ制度の仕組みが伝わっていないのではないだろうか。加入者・事業主にインセンティブ制度の在り方や仕組みをわかりやすく伝える広報の強化やインセンティブ制度の継続的な見直しの検討をお願いする。 （事業主代表） ・なし （被保険者代表） ・なし
栃木	9. 8 2 %（9. 7 9 %） 1. 意見の要旨 栃木支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の9.79%から0.03%引き上げ、9.82%とすることについて妥当と考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政状況においては、加入者の平均年齢上昇や医療の高度化	【評議会の意見】 ・令和7年度栃木支部健康保険料率を令和7年4月納付分より9.82%とすることについて妥当と考える。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・平均保険料率については10%維持が妥当と考えるが、5兆円を超える準備

支部名	支部長意見	評議会における意見
	などにより、保険給付費の継続的な増加が見込まれていることや、後期高齢者支援金についても、団塊の世代がすべて後期高齢者になり、支援金の急増が見込まれ、その後も中長期的に高い負担額での推移が見込まれております。 また、平均保険料率 10%を維持した場合であっても、機械的に試算した複数のパターンにおいて、数年後には収支差が赤字となり、準備金を取り崩さなければならない見通しとなっております。 このような状況にあって、栃木支部評議会においては、平均保険料率の 10%維持に異論はないとの意見をいただきました。さらに評議員からは、「できるだけ長く現在の平均保険料率 10%を維持し、中長期で安定した運営を図っていくことが大切である。」といった意見なども出されました。 当職としても、今後の保険料率のあり方について中長期で考えることを基本とし、事業主、加入者にとって負担の限界である 10%を可能な限り超えないようにすべきと考えます。そのためにも、協会けんぽは、保険者機能をさらに発揮しつつ、安定的な財政運営に努めていくべきと考えます。	金残高が積み上がっている状況を加入者に納得してもらえるのか。 (事業主代表) ・厳しい財政状況が続くことや医療の高度化を鑑みると、今後保険料率が上がることも致し方ないと思うが、健診に対する費用補助の拡大などがあればありがたい。 ・インセンティブ制度の結果について、個別指標の結果を見ると、順位の変動がとても大きいものがある。あまり順位の変動が大きすぎるようでは、指標の在り方について、見直しも必要となってくるのではないか。 (被保険者代表) ・中長期的に安定した運営を目指すことを踏まえると、準備金残高によって平均保険料率を頻繁に上げ下げするよりも10%を維持して保険料率を上げる時期を先延ばしできればよいと考えるが、準備金の額については、引き続き注視していく必要がある。 ・インセンティブ制度の結果については、実施率と対前年度上昇幅で評価されるため、昨年とは一転して減算を受けられなかったことは残念ではあるが、やむを得ないと考える。
群馬	9. 7 7 % (9. 8 1 %) 1. 意見の要旨 群馬支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率から0. 04ポイント引き下げ、9. 77%とすることについて、妥当と考えます。 2. 理由等 協会の財政構造について、赤字構造が解消されていない状況下で、今後の財政を考える上で、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により増	【評議会の意見】 ・令和7年度群馬支部保険料率は、9. 77%に引き下げることには異論はなく、妥当である。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・令和7年度群馬支部の保険料率が下がることは妥当である。 ・群馬支部の保険料率が下がったことを健康度が上がったと間違った認識

支部名	支部長意見	評議会における意見
	加する見込みの保険給付費や後期高齢者支援金に備えるとともに、景気変動や被用者保険の適用拡大の影響などにも備える必要があるものと考えます。 群馬支部の加入者1人当たりの医療費は全国平均よりかなり低く、群馬支部保険料率についても平均保険料率を下回っている状況にあります。 一方、当支部加入者は血圧リスクの保有率、メタボリスク保有率等生活習慣病のリスク保有割合が全国平均と比べ高い状況にあります。更に、インセンティブ制度の保健事業関連の指標も低位にあり、今後、生活習慣病関連の疾病増加が懸念される状況にあります。引き続き「顔の見える地域ネットワーク」を生かし関係団体と連携を強化し、現役世代の健康づくり、加入者の健康意識の醸成、保健事業、医療費適正化事業について戦略的保険者機能の更なる発揮に取り組んで参ります。	をされないよう広報等に取り組んでいく必要がある。 ・現役世代からの健康づくりへの取り組みや、保険料抑制に向けた保険者努力重点支援プロジェクトの取り組みは評価できる。コスト意識を持って取り組んでいただきたい。 (事業主代表) ・令和7年度群馬支部の保険料率が下がることは賛成であるが、積み上がり続ける法定準備金の水準について、引き続き審議が必要である。 (被保険者代表) ・令和7年度群馬支部の保険料率が下がることに異論はない。
埼玉	9.76% (9.78%) 1. 意見の要旨 埼玉支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の9.78%から0.02%引き下げ、9.76%とすることについては、妥当と考えます。 ただし、保険財政の持続性の観点から制度改正などについて、国への働きかけを強化していただくとともに、準備金残高の中長期的な推移を勘案し、健康増進の取り組みを一層充実するなどの更なる保健事業等への注力をお願い申し上げます。 2. 理由等 令和7年度平均保険料率を10.0%に維持することにつきましては、保険料収入の増加が今後も不透明である中、医療費や後期高齢者支援金の増加が見込まれ、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であることを勘案しますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点から	【評議会の意見】 埼玉支部の保険料率を9.76%とすることは妥当である。中小企業経営にとって保険料率は重要な要素であり、中長期的に考えるものであるため、できるだけ長く平均保険料率10%を維持し、安定化を図っていただきたい。 都道府県単位保険料率については、支部ごとに上昇・下降が繰り返されるため、毎年上下し不安定な状態であり、支部間における保険料率の差が大きく開いている。不安定な状態を是正するため、一定期間保険料率を固定するなど制度の見直しを検討していただきたい。 また、フォーミュラ（料率の算定方法）や準備金の役割について、費用対効果を踏まえ全支部が共通して使用できる動画を作成するなど、加入者・事業主に対するわかりやすい広報に取り組んでいただきたい。 あわせて、保険料率の引き下げには医療給付費を下げていくことが重要であり、県民一人一人による適切な医療機関の受診、医療機関側による適切な医療の提供、健康増進、予防などの取組について、加入者・事業主に理解が

支部名	支部長意見	評議会における意見
	も、妥当なものと考えます。 一方で、中小企業・小規模企業者を中心とする加入事業所の経営的な観点からすると、安定した経営を行うためにも都道府県単位保険料率については変動幅が少ないほうが望ましく、そのためには料率が一定期間変動しない仕組みやフォーミュラ（料率の算定方法）の見直しを検討していくなど、何らかの仕組みの導入を検討していく必要があるとの意見をこれまでも述べさせていただいております。 今回も平均保険料率は、10.0%で維持していくものの、都道府県単位保険料率においては、安定的とはいえない状況だと思われます。 準備金残高が昨年度より積み上がり6兆円に迫る状況下である今だからこそ、見直しが可能であると考えます。 以前から支部評議会の意見でも取り上げられていた加入者に対する健康維持・増進の取組みに充てる等の更なる保健事業の充実策が示されたことについては、加入者に高く評価されると思いますが、より一層の充実をお願い申し上げます。また、協会の保険財政の仕組み・現状、特に保険料率の算出方法について、より理解が深まる広報を加入者・事業主に対して進めていく必要があるものと考えます。 約4千万人の加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが今後、更に重要であると思われるので、積極的に進めていただきますようお願い申し上げます。	深まるよう、行政や医療関係団体と連携して、わかりやすい広報に取り組んでいただきたい。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・埼玉支部の保険料率が全国平均より低い要因の一つは、医療給付費の所要保険料率が低いことにあり、健康であることが重要。今後も更に健康増進の取り組みを推進していく必要がある。 ・保険料率の算出方法はわかりづらく、全支部共通の課題でもあり、加入者・事業主への理解を深めるため、わかりやすい広報動画等の作成を本部に働きかけていただきたい。 ・準備金の運用について、是非検討していただきたい。中長期にわたり財政を安定化させるための準備金については、金利のある時代になっており、預金ではなく、公的年金の運用などを参考にして国債で運用するなど、安定ではあるが効果的な運用をお願いしたい。必要であれば法的な整備も含め、検討いただきたい。 ・現状の保険料率の算定方法では、料率が毎年上下し不安定な状態であり、支部間における保険料率の差が大きく開いていることから、制度の見直しを検討して欲しい。 （事業主代表） ・中小企業、小規模事業者の経営は厳しい状況にあり、これ以上の保険料率の引き上げは容認できない。 ・健康保険の支出を抑えるためには、適切な医療機関の受診、医療機関側による適切な医療の提供が重要である。 ・準備金が6兆円に迫る金額になっているため、中長期にわたり財政を安定

支部名	支部長意見	評議会における意見
		させるための準備金の効果的な運用が必要ではないか。 (被保険者代表) ・保険料率の変動理由がわかりづらく、保険料率に関する知識や理解を深めるために、わかりやすい広報を実施していただきたい。 ・安定した財政運営に重点を置いて取り組んでいただきたい。
千葉	9. 7 9 % (9. 7 7 %) 1. 意見の要旨 千葉支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の9.77%から0.02%ポイント引き上げ、9.79%とすることについてやむを得ないと考えます。 2. 理由等 先般開催した千葉支部評議会において、今後もできる限り長く平均保険料率10%を維持していくべきと各評議員よりご意見をいただきました。一方で、準備金の適正な水準の設定や国庫補助率の引き上げに向けた国への働きかけについてご要望をいただいたところです。 中小企業・小規模事業者の現在の経営環境は大変厳しい状況であると承知しておりますが、当職といたしましては、保険給付費の継続的な増加等を踏まえた今後の収支見通しを鑑みると、中長期的な視点による健全な財政運営を行っていくため、平均保険料率は10%を維持し、それに基づく千葉支部の都道府県単位保険料率を9.79%とすることはやむを得ないと考えます。 なお、千葉支部の都道府県単位保険料率は現在まで平均保険料率を下回って推移しておりますが、これは当支部の加入者一人当たり医療費が全国平均と比較して低いことによるものです。	【評議会の意見】 ・令和7年度の千葉支部保険料率を9.79%に引き上げることにについて了承する。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・中長期的に安定した財政運営を行い、平均保険料率10%維持していただきたい。 (被保険者代表) ・中小企業は賃上げにより従業員の給料も上がり、それに伴い社会保険料の負担も増加している。今後、保険料未納の問題も懸念されるので、これ以上負担が増えぬよう、できる限り長く平均保険料率10%を維持できる財政運営を行っていただきたい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	しかしながら、健診結果による千葉支部加入者の健康情報を見ると、肥満、高血圧、高血糖等のメタボリックシンドロームのリスク保有率が全国平均と比較して高いことにより、今後、生活習慣病の増加による医療費の増加が危惧されます。 現状に決して慢心せず、加入者の健康度の改善及び医療費の抑制に向け、保健事業及び医療費適正化事業を中心とした保険者機能の更なる発揮に努めて参る所存でございます。 併せまして、本部におかれましては、現在5兆円を超えている準備金を踏まえた加入者の健康増進に向けた取組をより一層充実させていくことと、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために、国庫補助率20%へ引き上げるべく、国に対して積極的な働きかけをお願いしたく存じます。	
東京	9.91%（9.98%） 1. 意見の要旨 東京支部の令和7年度保険料率につきまして、令和6年度保険料率の9.98%から、0.07%ポイント引き下げ、9.91%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 令和7年度平均保険料率を10.0%に維持することにつきましては、経済状況が依然として不透明であること、協会けんぽの財政状況が引き続き赤字構造であること、今後も高齢者が増加し、拠出金が増大する見込みであることを勘案いたしますと、中長期的に安定的な保険財政を維持していくという観点からも、致し方ないものと考えており、東京支部の保険料率についても妥当と考えます。 ただし、平均保険料率としては10.0%を維持していくものの、都道府県	【評議会の意見】 ・令和7年度の東京支部保険料率について、令和6年度の9.98%から9.91%とすることが全会一致で承認された。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・年齢調整について、例えば、労働生産人口の40歳だけがいる集団と極端に若い世代と高齢者がいる集団では平均年齢が同じであっても、保険料率の議論をする際のリスクや医療費が異なるため、年齢調整には留意すべきではないかと感じる。 （被保険者代表） ・準備金が積みあがっていることを考えると、人間ドックの補助や若年層への健診実施などの現役世代からの健康づくりの他、歯科検診の実施やインフ

支部名	支部長意見	評議会における意見
	単位保険料率においては毎年変化があり、特に、2年前の収支差の精算による変動が大きく、新型コロナウイルスのような不測の事態が生じた際の収支差による影響が非常に大きいことから、都道府県単位保険料率の安定化が必要と考えています。したがって、精算の複数年度化等の仕組みを検討していく必要があるものと考えます。 また、加入者の健康維持・増進と将来の医療費負担軽減も見据えた事業への取組みが重要であると考えますので、予防という観点からも健康な加入者への投資も含めてご検討いただきますようお願い申し上げます。	ルエンザの予防接種にかかる補助金等も検討していただきたい。
神奈川	9. 9 2 % (1 0 . 0 2 %) 1. 意見の要旨 神奈川支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.02%から0.1%ポイント引き下げ、9.92%とすることは妥当と考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が続いてきたこと、保険給付費の継続的な増加が見込まれることや、後期高齢者支援金の中長期的に高い負担額で推移することが見込まれること等を踏まえると、平均保険料率10%維持はやむを得ず、これを基にした神奈川支部の保険料率9.92%については妥当と考えます。 引き続き、神奈川支部の事業主・被保険者の皆さまが負担する保険料率の上昇を抑えられるよう、医療費適正化や加入者の健康づくりの取組を推進するとともに、現在の協会けんぽの財政状況についてご理解いただけるよう、分かりやすい丁寧な広報に努めてまいります。	【評議会の意見】 ・神奈川支部の保険料率が令和6年度から0.1%引き下げとなり、9.92%になることについて、了承する。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・医療費に応じて算定されるため、支部の保険料率の変動することは理解するが、大幅な変動は中小企業の事業主・加入者には負担が大きいと思うので、新型コロナウイルス感染症拡大のような医療費に大きな影響を与える事態が発生した場合には、大幅に変動することのないよう調整する仕組みを導入してもらいたい。 (事業主代表) ・制度の安定性が最も重要であるが、安定性を保ちつつ、できる範囲で加入者に余剰分を還元していくことも重要な点と考える。 ・社会保険料負担が大きいと実感する中で、今回の保険料率改定は意義深いものとする。

支部名	支部長意見	評議会における意見
		(被保険者代表) ・従業員のほとんどは、保険料率の変動する仕組みを理解できていない。保険料率変動の仕組みについて、加入者に分かりやすい広報を実施してほしい。
新潟	9. 5 5 % (9. 3 5 %) 1. 意見の要旨 新潟支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率9.35%から0.2ポイント引き上げ、9.55%とすることはやむを得ないと考えます。 2. 理由等 平均保険料率10%として計算された新潟支部保険料率についてはやむを得ないものと考えます。 また、支部評議会においては、支部保険料率が引き上げとなることは様々な状況を鑑みると致し方ないとの意見が大勢を占めました。 以前より新潟県の医療費が全国一低い状況は、医師偏在指標が全国45位と低く医療の提供体制が不足していることが要因ではないかのご意見もいただいております。一方、生活習慣病のリスク保有割合が全国平均と比べ低く、県民の健康意識の高さが医療費抑制に寄与していると考えております。 医療費の上昇抑制に向けて、健診結果から見えた健康課題を把握したうえで、健診・保健指導の実施・重症化予防・コラボヘルス（健康経営）の推進といった保健事業に更に取り組んでまいります。	【評議会の意見】 ・9.55%とすることはやむを得ないと考えます。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・新型コロナなどの影響で保険料率が0.2%上がるのは致し方ないが、加入者への丁寧な説明は必要である。 ・0.2%の増加はインパクトのある数字だが、9.50%程度であれば令和3年度の状態に戻ったと考えれば実態に沿った率と理解できる。 (事業主代表) ・保険料率が上がることについて、従業員への説明に苦慮することもあるため、わかりやすい広報をお願いしたい。 ・保険料率が上がることについてはやむを得ない。但し、大企業中心に賃上げはされているものの、物価の上昇が上回っている状況である。また、小規模事業者は価格転嫁ができておらず賃上げが進んでいない。雇用者総所得は実質では下がっており、保険料率上昇により社会保障の負担感は大きくなっている。 (被保険者代表) ・令和4年から令和5年の下がり幅から考えると、0.2%程度の増加は致し方ないが、保険料率をできるだけ下げること重点を置いて事業を進めてほしい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
		い。 ・保険料率が0.2%上がることに對しては、加入者への丁寧な説明を行い、理解を得られるようにする必要があるのではないか。 ・保険料率引き下げが一番良いと思うが数年で準備金がマイナスに転じるの見込まれるなら、平均保険料率10%維持による引き上げは仕方ない。
富山	9.65%（9.62%） 1. 意見の要旨 富山支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の9.62%から0.03%引き上げ9.65%とすることについてやむを得ないものと考えます。 2. 理由等 引き上げの要因が、前々年度の支部収支差の精算など支部直近の取組みが大きく影響しているものではないこと、またインセンティブ制度の減算対象支部となり支部の取組みが一定認められたことから、物価急騰等加入者の実質賃金が減少している経済状況であっても、支部保険料率引き上げはやむを得ないものと評議会で理解を得られたため。	【評議会の意見】 ・富山支部保険料率を9.65%とすることに異議なし。 【評議員の個別意見】 （被保険者代表） ・都道府県単位保険料率について、全支部と比較すると一番高い支部と一番低い支部とで1.3%以上の差があり、前年度以上の乖離幅である。標準報酬月額30万円で計算すると、保険料月額で約4,000円の差がありこの差は大きい。今後、保険料率の支部間格差の在り方について、検討する必要があるのではないかと思われる。
石川	9.88%（9.94%） 1. 意見の要旨 石川支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.94%から0.06%ポイント引き下げ、9.88%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 石川支部評議会においては、中長期的な視点を踏まえた平均保険料率10%維持は理解できるとの意見であり、令和7年度石川支部保険料率は承認されました。 協会の今後の財政は、財政の赤字構造が解消されていないことなどから	【評議会の意見】 ・石川支部の令和7年度保険料率を9.88%とすることについて、承認する。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・インセンティブ制度上位15支部に入れなかったのは残念である。順位の低かった指標にかかる要因分析を行い、実施拡大に努めていただきたい。 （被保険者代表） ・支部間の保険料率の格差が広がっている。地域の医療提供体制等に着目

支部名	支部長意見	評議会における意見
	楽観を許さない状況と認識しており、中長期的な視点で健全な財政運営に努めてまいります。 具体的には、第6期保険者機能強化アクションプランに基づき、さらなる加入者の健康増進、医療費適正化に取り組んでまいります。	し、「年齢調整」や「所得調整」だけで前提条件が調整できていない面について、新たな調整する仕組みを検討することも必要ではないか。
福井	9.94%（10.07%） 1. 意見の要旨 福井支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.07%から0.13ポイント引き下げ、9.94%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 令和6年度の福井支部の保険料率は、令和4年度の新型コロナウイルス感染症に関する一人当たり医療費が全国と比較して高かったという要因があつて平均保険料率を超えていたが、令和5年度はその影響が少なくなり令和7年度の保険料率に反映したものと考えられる。 また、中長期的に平均保険料率10%維持のために準備金を積み上げることにについて、評議員の理解も得られたことから令和7年度の福井支部の保険料率は妥当であるとするものです。	【評議会の意見】 - 令和7年度福井支部保険料率が9.94%となることについては妥当である。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） - 令和7年度の福井支部の保険料率について異論はない。 - 中長期的に平均保険料率を10%に維持するためには、準備金の積上げをおろそかにできないと考える。 （事業主代表） - インセンティブ制度について、減算対象とならないのは残念であり、今後もインセンティブ制度の指標を強く意識して取り組んでいてもらいたいと感じる。なお、支部保険料率について異論はない。 （被保険者代表） - 今回示された保険料率で異論はない。
山梨	9.89%（9.94%） 1. 意見の要旨 山梨支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.94%から0.05ポイント引き下げ、9.89%とすることは妥当と考えます。	【評議会の意見】 - 山梨支部の保険料率を9.89%とすることに異論なし。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） - 各支部の意見において、「平均保険料率10%を維持すべき」とする支部

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 協会の財政構造に大きな変化がない中で、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造が解消されていないことに加え、今後は後期高齢者支援金の一層の増加により支出の増加が見込まれている状況において、今後も安定的な財政運営を行うためにできる限り長く平均保険料率10%を維持していくことが必要だと考えます。 その平均保険料率を基に計算された山梨支部の保険料率を0.05ポイント引き下げ、9.89%とすることに異論はありません。	が36支部あるとのことだが、この中には「積極的に賛成するもの」と「やむを得ないとするもの」があると思料する。準備金が年々積み上がっていることを考慮し、保険料率の算定方法を見直すなどの検討をしてみてもどうか。 (被保険者代表) ・協会全体の収支の実績が見込みを上回った場合には、支部の料率算定における前々年度の収支差精算と同様に、保険料率に反映するよう検討していただきたい。
長野	9. 6 9 % (9. 5 5 %) 1. 意見の要旨 長野支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.55%から0.14%ポイント引き上げ、9.69%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 (1) 協会財政と加入者および加入事業所における保険料負担の中長期的な安定を考慮すると、将来予想される収支反転に備えるべく平均保険料率10.0%を極力長く維持していくことには合理性がある。 (2) 他保険者への影響力が大きい国内最大規模の保険者として、短期的に保険料率を上下させるのは好ましくない。 (3) 以上より、平均保険料率10.0%を維持したうえで、令和5年度のインセンティブ制度の結果も踏まえ、所定の方法により各支部の適用料率を算出し、その結果、当支部料率が令和6年度から0.14%ポイント引き上がることは妥当である。	【評議会の意見】 ・全国平均保険料率10%を維持し、長野支部の令和7年度保険料率を令和6年度保険料率の9.55%から0.14%ポイント引き上げ、9.69%とすることについて異論はない。 【評議員の個別意見】 (学識経験者)(事業主代表)(被保険者代表) ・支部保険料率の上昇幅を抑えるインセンティブ制度の実績を評価する。今後も取組みの継続を望む。 ・保険料率と併せて、5.2兆円の準備金残高の役割について、事業主や加入者への丁寧な説明が必要。
岐阜	9. 9 3 % (9. 9 1 %) 1. 意見の要旨 岐阜支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.91%	【評議会の意見】 ・令和7年度岐阜支部保険料率が9.93%となることについて異論ない。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	から0.02%ポイント引き上げ、9.93%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 岐阜支部の医療費が増加しており、本来であれば令和7年度保険料率は所要保険料率に前々年度精算分を加えた10.01%へ大幅に引き上げとなる ところ、インセンティブにより保険料率の上昇幅が前年度から0.02%に抑えられていることから評議会でも岐阜支部の保険料率を9.93%とすることについて異論はありませんでした。そのため、保険料率を9.93%とすることは、やむを得ないと考えます。	【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・インセンティブを得られたことは加入者、事業主だけでなく支部職員も含めて努力した結果だと考えている。 ・評価指標に対前年度上昇率が含まれるため、次年度は厳しいことは承知しているがインセンティブを得られるように期待している。 ・保険料の負担について加入者の理解が得られるよう、継続的な広報が必要である。 (事業主代表) ・支部の健康保険料率はインセンティブがなければ10.01%となることに衝撃を受けた。岐阜県は下請企業の割合が全国1位であり、価格転嫁が難しい中で健康保険料率が上がるのは事業所の死活問題となりかねない。 ・インセンティブ制度についてのポスターを病院や薬局等に掲示し、広報できないか。 (被保険者代表) ・加入者や事業所の取り組みがインセンティブに反映され、健康保険料率を下げられることがまだ十分に知られていない。加入者や事業所の行動変容につながるように広報していく必要がある。 ・社会保険料の負担が重く、加入者の手取りが増えない。国に対して国庫補助率を現在の16.4%から20%まで引き上げるように要望を上げ続けてほしい。
静岡	9.80% (9.85%) 1. 意見の要旨 静岡支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.85%	【評議会の意見】 ・静岡支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.85%から0.05%引き下げ、9.80%とすることについて、これを了承する。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	から0.05%引き下げ、9.80%とすることは、妥当と考えます。 また、保険料率の変更時期については令和7年3月分からで異存はありません。 2. 理由等 医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという協会けんぽが抱える財政上の赤字構造が続く見通しであることに加え、今後医療給付費や後期高齢者支援金の増加等大きな財政負担が生じることが見込まれる中、中長期的視点から平均保険料率10%を負担の限界として維持することは妥当であると考えます。 そのため、平均保険料率10%を基に算出された静岡支部の保険料率が0.05%引き下げとなり、9.80%となることについて、妥当であると思料いたします。	【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・インセンティブ制度にかかる全国順位を見ると、大きく順位が上がった指標がある一方で、特定保健指導の実施率のように順位が低い指標もある。いわゆる岩盤層の特定保健指導実施に向けた工夫など、全国15位以内に入るための取り組みを進めてほしい。
愛知	10.03% (10.02%) 1. 意見の要旨 令和7年度愛知支部の都道府県単位保険料率を10.03%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 愛知支部として「協会けんぽの財政については、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組む」ことに賛同しており、令和7年度平均保険料率が10%とされたことに異存ありません。 そのため、現行の都道府県単位保険料率の算定方法において愛知支部の都道府県単位保険料率が10.03%となることは、やむを得ないと考えます。 なお、準備金に関して様々な意見があったことから、その役割等に係る検討をさらに進めていただきたくお願いいたします。	【評議会の意見】 ・愛知支部評議会として、楽観を許さない状況である「協会けんぽの財政について、中長期で考えていくことを基本スタンスとして取り組む」ことに賛同します。 そのため、協会の対応として「平均保険料率について10%を維持する」ことが意思決定されたもと、令和7年度の愛知支部の都道府県単位保険料率が10.03%となることは、やむを得ないと考えます。 なお、「協会けんぽの財政を中長期で考えていく」なかでの平均保険料率の引き下げの可能性や条件等をお示しいただきたい。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・現在の都道府県単位保険料率の算定方法において、愛知支部の保険料率が

支部名	支部長意見	評議会における意見
	以上、評議会の総意によるところです。	10.03%となることは、やむを得ないと考える。 なお、準備金については、幾らまで積み立てることとするのか、一定の水準を決めるべきではないか。「できる限り長く、現在の平均保険料率を超えないように」積み立てるというのであれば、今後、協会けんぽの平均保険料率は10%を下回ることはないと言っているのと同じではないか。 ・愛知支部の一人当たり医療給付費の対前年度比が全国平均より高く、その分保険料率が上がるということは分かったが、平均保険料率をもとに都道府県単位保険料率が機械的に算定される仕組みに疑問を感じる。例えば、被保険者数や賃金の見込みは各支部の増減率の傾向を踏まえて算出するなど、もう少し柔軟に都道府県単位保険料率を決めた結果、平均保険料率が10%にならなくても許容範囲ではないか。 ・愛知支部の保険料率について了承する。 なお、他支部の保険料率を承知していないが、支部間差が今後とも大きくなることが見込めるようであれば、支部間差を一定の範囲に収めることを検討してもいいのではないか。現在の都道府県単位保険料率の算定方法は、協会けんぽ設立当初に行われていた激変緩和措置の名残ではないかと考えられるところであり、同様に調整できるのではないか。 (事業主代表) ・単年度収支が黒字かつ準備金が約5.2兆円あるにもかかわらず平均保険料率10%を維持することについて、一定の理解はする。また、準備金を将来の赤字補填に使うことについても異論はないが、実際に保険料を負担している現在の加入者及び事業主への還元・利益分配もあって然るべきではないか。健診の充実等といった形での還元もあるかもしれないが、事業主としては、金銭すなわち保険料率の引き下げという形で還元していただきたい。 ・インセンティブ制度分の保険料率0.01%が非常に負担に感じている。大規

支部名	支部長意見	評議会における意見
		模支部は頑張っても上位15支部に入ることは難しく、報奨金の財源の負担を強いられるだけという気がするところであり、インセンティブ効果も働かないのではないか。インセンティブ分の保険料率として0.01%が政令で定められていることは承知しており、実質的な負担の軽減にはならないが、報奨金に準備金を活用するようなことが考えられないか。 (被保険者代表) ・中長期的に安定的な財政運営を目指すうえで、令和7年度保険料率については了承せざるを得ない考える。 なお、令和8年度からは、新たに子ども・子育て支援金の負担が増える。当該保険料は健康保険料とは完全に別物だと認識しているが、政府は歳出改革等により医療保険料等の軽減が見込めるので「実質負担なし」と言っている。歳出改革等の効果がどの時期にどのように現れてくるのかも不透明であり、子ども・子育て支援金制度の創設時の負担増はやむを得ないのかもしれないが、準備金を健康保険料と子ども・子育て支援金の保険料との合計額の軽減に充てることも考えられるのではないか。 今後の平均保険料率を議論する際には、「医療・介護の歳出改革等による健康保険料の削減効果」を金額で示して欲しい。
三重	9.99% (9.94%) 1. 意見の要旨 三重支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.94%から0.05%ポイント引き上げ、9.99%とすることはやむを得ないと考えます。 2. 理由等 当職としては、今後の加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化等により	【評議会の意見】 ・三重支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.94%から0.05%引き上げ、保険料率9.99%への変更はやむを得ないという意見であった。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・準備金残高の金額だけを見ると収入の半分近い金額が積みあがっており、

支部名	支部長意見	評議会における意見
	増加する見込みの保険給付費や後期高齢者支援金に備えるとともに、景気変動や被用者保険の適用拡大の影響等にも備える必要があることを勘案すると、令和7年度の平均保険料率は10%で維持せざるを得ず、三重支部保険料率の9.99%への変更はやむを得ないと考えます。 また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという赤字構造は依然として解消されていないことや、団塊の世代の75歳到達により高齢者医療拠出金の急増が見込まれること、収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションでは数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっていることなど、協会けんぽの財政を取り巻く状況は依然として厳しく、今後も予断を許さない状況です。 このため、財政基盤の強化に向けて、国庫補助率を上限の20%に引き上げるよう国へ強く要望していただくよう、お願い申し上げます。	十分と感じるが、今後の保険給付費や後期高齢者支援金の増加額や新型コロナウイルス感染症のようなリスク等を考慮すると十分な金額とは言えないのではないか。 (事業主代表) ・企業でも賃上げが行われているが、保険料率も上昇しており、賃上げの実感を持ちにくく、事業所の負担も大きい。国庫補助率の引き上げを求めている。 (被保険者代表) ・特になし。
滋賀	9.97% (9.89%) 1. 意見の要旨 滋賀支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.89%から0.08%ポイント引き上げ、9.97%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 物価上昇に伴う最低賃金の上昇等により中小企業の経営状況は厳しく、一方で加入者においては、物価上昇や賃上げが追いついていない現状にある中で、事業主・加入者の負担を軽減するため、少しでも保険料率を引き下げたいという思いは変わりませんが、依然として経済の先行きは不透明であり、協会の今後の収支見通しを踏まえると、平均保険料率の10%維持及び滋賀支部保険料率の引き上げはやむを得ないものと思慮します。 滋賀支部評議会では、令和7年度保険料率の議論において、事業主・加	【評議会の意見】 ・評議会としての意見集約はなし。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・法定準備金が医療給付費の1か月分相当と定められている中、5か月分以上積み上がっている状況は制度が想定していない事態である。平均保険料率10%維持はやむを得ないが、負担を下げてほしいという思いは変わらない。これまでも要望しているが、引き続き、国庫補助率の引き上げについて強く要望するとともに、準備金の活用について検討してほしい。 ・準備金の役割を示す資料の中で、中長期にわたり財政を安定させるための準備金の中に、新型コロナウイルス感染症の影響が織り込まれているが、本来は法定準備金で対応されるべきものではないか。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	入者の負担を軽減するため、少しでも保険料率を引き下げたいという思いはあるものの、今後10年間の協会の財政見通しや被用者保険の最後の受け皿である点を鑑みると平均保険料率の引き下げは現実的に厳しいといった意見があった他、事業主・加入者にばかり負担を強いるのではなく、保険者として、引き続き国庫補助の引き上げを強く国に要望するとともに、健康づくり事業の充実を図り、加入者が健康になることで支出を減らすような取組に注力すべきといった意見も多くいただきました。 滋賀支部としましては、協会データを活用したエビデンスに基づく事業や、顔の見える地域ネットワークを活用した積極的な意見発信を行い、保険者機能の更なる発揮に努め、引き続き、支部評議会で丁寧な説明・議論を重ね、加入者・事業主の理解や協力を得ながら各事業を推進してまいります。 本部におかれましては、財政基盤の強化に向け国庫補助率20%への引き上げについて関係各方面に対し強く意見発信していただくとともに、現在進めている保健事業の見直しをはじめ、事業主・加入者の負担軽減や健康づくりを後押しする取組の更なる充実を図っていただきますようお願い申し上げます。	(事業主代表) ・医師の偏在解消について国で議論されているが、この格差是正のために保険料を充てるような案が出ていた。到底納得できないものであり、保険料率を引き下げる努力をしても、このように本来の保険料の目的と違うところに使われて負担が大きくなることがないよう、国に対して意見を上げてほしい。 ・都道府県単位保険料率の前提となる平均保険料率の議論の中で、10%を維持するべきとした支部の中には、やむを得ず維持として意見を取りまとめた支部も多数あると思われる。「維持すべき」と「やむを得ず維持」ではニュアンスがだいぶ異なる。各支部の意見を正確に汲み取るためにも、この区分けについて丁寧に整理したうえで、平均保険料率を議論すべきである。
京都	10.03% (10.13%) 1. 意見の要旨 京都支部の令和7年度保険料率を令和6年度より0.1%引き下げ、10.03%とすることは、現行の仕組みの中で算定された保険料率であることを踏まえて妥当と考えます。 しかしながら、保険料率の算出方法の分かりにくさやその役割も含め納得感の得られる制度として再検討の必要性が指摘されたことを申し添えます。	【評議会の意見】 ・京都支部の令和7年度保険料率が10.03%となることについて、評議会として異議なく承認された。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・高齢者医療制度への拠出金の負担が大きいことは直感として分かりにくい。現役世代の加入者の健康状態が、将来の保険料率に影響する可能性があることを、もっと広報すべき。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 評議会意見は、料率の引き下げを妥当とする意見で一致した。 しかし、都道府県単位保険料率は、支部ごとの療養の給付等に要する額は、理解しやすいが、調整幅の大きい所得調整や年齢調整は分かりづらく本来の意味が理解されにくい仕組みの課題が指摘された。 支部毎の医療費に係る部分を地域（地元・自分達）の問題として捉え予防やヘルスリテラシーの向上に取り組むための大きな誘因要素となる本来の役割が今の仕組みでは十分に果たせていない。広報も含め制度の再検討が必要と考えます。	（事業主代表） ・中小企業の賃金が上がり、物価が上がる状況が続くのであれば、平均保険料率の引き下げによる負担軽減も考慮しなければならない。 （被保険者代表） ・療養の給付等に係る保険料率の中で、支部ごとの療養の給付等に要する額は理解しやすいが、調整幅の大きい所得調整や年齢調整は加入者として制度が分かりづらい。今後保険料率の算出方法についても、納得感が得られる制度の再検討を、将来的に考えてほしい。 ・準備金を将来のためだけに貯めるのではなく、現在の加入者へ還元する等の活用方法を考えてほしい。
大阪	10.24%（10.34%） 1. 意見の要旨 大阪支部の令和7年度保険料率を令和6年度保険料率10.34%から0.1%引き下げ、10.24%とすることについて、可と考えます。 また、保険料率の変更時期について、令和7年4月納付分からで可と考えます。 2. 理由等 資源価格の上昇や円安の進行による物価高が続いており、中小企業が多く所在する大阪の経営者および従業員、またそのご家族の生活に大きな影響を与えている中で、0.1%の引き下げとなったものの、平成24年度から14年連続で平均保険料率10%を超えるご負担をお願いせざる得ないことについて大阪支部としては断腸の思いです。 しかしながら、中長期的視点での、財政運営を勘案し、運営委員会での議論の集約におけるプロセスの中で平均保険料率の10%維持が決定し、そ	【評議会の意見】 大阪支部保険料率10.24%について現行ルールの下ではやむを得ないと考える。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・現行ルールにおいてはやむを得ないが、より一層の医療費や拠出金の抑制に効果的な制度改正を充実させることで、大阪支部の保険料率を10%に近づけていただきたい。 （事業主代表） ・物価の上昇によって事業予算も増幅する中、平均保険料率が10%を超えてもおかしくない。そのため、健診や保健指導を受けることや健康経営を推進することなどで、実際に医療費抑制に対してどれだけ効果があったのかを具体的に示すべきである。明確な成果が示されれば、保険料率軽減に向けて加

支部名	支部長意見	評議会における意見
	れを前提とする都道府県単位の保険料率決定であり、大阪支部の料率が示されたものと理解できますので、令和7年度保険料率を10.24%とすることについて、やむを得ないと考えます。	入者の協力も得られると考える。 ・現行のインセンティブ制度について、年齢層が幅広い大規模支部が上位となり恩恵を受けることは難しいと考える。大阪支部は、平均保険料率10%を超えており、大規模支部でもインセンティブ制度の恩恵を受けられるように制度の内容について再考いただきたい。 (被保険者代表) ・今後健診の補助などが更に充実するとのことであるが、かなりの規模の予算が必要なのではないかと推測される。今後赤字に転じ、保険料率を上げることが想定される中で、健診制度の見直しが将来的に保険料率を上げる要因とならないようお願いしたい。
兵庫	10.16% (10.18%) 1. 意見の要旨 兵庫支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.18%から0.02%引き下げ、10.16%とすることに、異論はない。 2. 理由等 協会けんぽの財政は、黒字が続いてはいるものの、将来的な経済状況や医療給付費の伸び幅には不確定要素が多く、楽観を許さない状況である。また、今後、さらに高齢化が進み医療費や高齢者医療制度への拠出金が増大することが想定されるため、平均保険料率を中長期的な視点から考えることは理解できる。 しかしながら、準備金が今後さらに積み上がっていく場合には、事業主及び加入者の理解を得るために対応が必要ではないか。 収支見通しについては、試算より実績が上振れする状況が続いており、結果として毎年準備金が積み上がっている。さらに、評議会においても、	【評議会の意見】 ・平均保険料率10%維持とした結果、兵庫支部の保険料率が0.02%引き下がることについて異論はなかった。 ・準備金については、「中長期的に安定した財政運営」を考慮したうえで、具体的な金額や期間について示すべきとの意見があった。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・10%維持については理解できるが、今般の現役世代の負担軽減という世論の広がりがある中で、準備金が積みあがる状況について加入者へしっかりと説明をしていく必要がある。 ・保険料を引き下げると国庫補助率も引き下げられる懸念があるため、平均保険料率10%維持はやむを得ない。 ・インセンティブ制度について、制度の目的である加入者の行動変容から医療費の適正化という効果検証はどのように行うのか。健康度の向上や医療費

支部名	支部長意見	評議会における意見
	収支見通しにかかるシミュレーションや平均保険料率10%の妥当性について厳しい意見があった。料率議論の基礎資料として精度を疑問視する意見が上がっており、料率議論の形骸化につながりかねない状況である。社会情勢、経済情勢についてより実勢を反映した試算方法への見直しが必要であると思慮する。 次に、準備金については、残高が積み上がり続けている現状を受け止め、保険財政の中長期的な安定を考慮したうえで、平均保険料率10%維持における具体的な基準額や期間の設定といった見通しや方針も検討していただきたい。 インセンティブの効かせ方については、大規模支部も減算を取れるよう、伸び率を考慮するなど一定の変化が見られた。一方で、インセンティブ制度については、保険料を原資としている以上、健康にかかる改善度合いや、その改善による医療費の削減について、効果検証を実施していかなければ加入者の納得を得ることはできない。 長いスパンで見ること必要ではあるが、改めて効果検証をどうやっていくのかも含めてビジョンを示す必要があると思慮する。 以上の通り、事業主・加入者の理解が得られるよう、収支見通しの精度向上や準備金にかかる見通しや方針の設定、インセンティブ制度における効果検証を実施し、その周知広報に努めていく必要があると思慮する。	の適正化の効果検証が必要ではないか。 (事業主代表) ・2025年問題や医療の高度化により医療費が増加していく中においては、できる限り保険料率は引き上げない方がよい。 ・「安定した財政運営」の定義は何か。毎年、準備金が積みあがっており中長期的の具体的な期間を示していただきたい。また、平均保険料率10%維持が安定的な財政運営になるのか、具体的な数値等を示していただきたい。 ・国庫補助率の引き上げについては、引き続き国へ訴えていただきたい。 (被保険者代表) ・平均保険料率10%は理解できるが、兵庫支部は平均保険料率10%を超えているため、10%を超えないような取り組みをお願いしたい。
奈良	10.02% (10.22%) 1. 意見の要旨 奈良支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.22%から0.20%ポイント引き下げ、10.02%とすることは、妥当と考えます。	【評議会の意見】 ・奈良支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.22%から0.20%引き下げ、10.02%とすることは妥当であると考える。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保険料率が下がることは望ましいことであるが、コロナ禍後医療費が増大

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 全国平均保険料率が10%に決定されたことを前提として、当支部保険料率は第1号保険料率の対前年度比減少、インセンティブ付与及び令和5年度の収支差精算分の率がマイナスとなったことにより、当支部保険料率は0.20%の引き下げとなりました。 これはひとえに加入者及び事業主の皆様の努力によるものと受け止めております。 当支部は引き続き生活習慣病予防健診の受診率及び特定保健指導の実施率の向上をはじめとした健康づくりや疾病予防を推し進めるとともに、医療費適正化計画を着実に実行していくことにより、加入者・事業主の皆様の利益に資するべく今後も最大限努力してまいります。	しているなかで、例えば健康保険組合等で保険料率が上昇傾向にある保険者やその他加入者からは、なぜ協会けんぽは平均保険料率を維持できるのか、また、なぜ奈良支部は保険料率を下げられるのか、理解しがたい部分もあるのではないかと思料する。健康保険制度の基盤的な役割を果たしている協会けんぽは、こうした協会外部に対しても協会の財政状況や保険料率の決定プロセス等について、丁寧な説明をしておくべきである。 ・インセンティブ制度の指標は、それを推進することによる効果が高いものとすべきであり、効果の薄い、または薄くなったものは見直すべきである。特に「指標5 後発医薬品の使用割合」については、既に一定の水準に達しており、かつ、財政上の効果は大きいものではないことから、健康保険組合等他保険者では指標に含めていないところもある。協会けんぽについてもインセンティブの指標については、時宜に応じて柔軟に見直すべきと考える。 (事業主代表) ・特になし (被保険者代表) ・特になし
和歌山	10.19% (10.00%) 1. 意見の要旨 和歌山支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.00%から0.19%ポイント引き上げ、10.19%とすることは、現行の仕組みの中で算定された保険料率であることから、引き上げもやむを得ないと考えます。	【評議会の意見】 ・保険料率を引き上げることについて、全員がやむを得ないとしつつ、心情的には引き下げてほしいとの意見も一部あった。 ・保険料率の引き上げ幅が大きいことから、事業主・加入者に対し、丁寧な説明をお願いしたいとのこと。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 協会けんぽの財政については、令和5年度決算を足元とした収支見通し等におけるシミュレーションにおいて、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならないとの状況は変わっておらず、中長期的な視点に立って安定した医療保険制度を運営していくためには、できる限り長く、現在の平均保険料率10%を維持するべきであり、平均保険料率10%を所与とした当支部の令和7年度保険料率10.19%への引き上げは、やむを得ないと思料します。 一方、令和7年度保険料率10.19%については、事業主・加入者の皆様の努力によって、インセンティブ制度における報奨金を受け、保険料率の上昇幅を抑えることができたものの、協会けんぽ発足後、最も高い支部保険料率となり、上昇幅もリーマンショック後の引き上げ時を除き、過去最大となっています。 今後、加入者・事業主の負担を少しでも軽減できるよう、医療費・健診データ等の分析に基づく医療費適正化のための取り組み強化や、保健事業の一層の推進を図っていく所存ですが、財政状況の改善がみられた場合には平均保険料率を引き下げること、併せて国庫補助率の20%への引き上げ等、制度に関する見直しについて、国に対し強く求めていくことを要望します。	【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・過去に準備金残高が底をついたこともあり、本部が平均保険料率10%維持を決定したことは理解できる。一方、医療保険は短期保険であり、準備金が積みあがっている中、財政に余裕があるときには、本来は単年度決算で保険料率を決定するのが原則であることを申し添える。準備金が積みあがっているものの、国庫補助率20%への引上げについては国に強く要望していただくとともに、支部保険料率については例年にない引き上げ幅であることから、事業主・加入者に対し、丁寧な説明をお願いしたい。 ・平均保険料率10%維持について、準備金が大きく積みあがっている中、加入者が納得できる説明ができるのか不安がある。どうして10%維持なのかその理由を示すことができるようをお願いしたい。 ・支部保険料率を大きく引き上げることについてはやむを得ないが、社会の中で困窮している方がいることを理解し、できる限り加入者・事業者の負担を軽減するといったことを基本の考え方にした方がよい。 (事業主代表) ・保険財政について今後のビジョンが分かりにくいので明確にしていきたい。 (被保険者代表) ・平均保険料率10%維持が何年も続いている中、個人的には来年度も10%維持でよいと考える。 ・支部保険料率10.19%については過去最も高い保険料率ということで、被保険者としては不安になる。どのようにして保険料率が決まるのか、どのようにすれば保険料率が下がるのか、丁寧に説明いただき理解を得られるよう

支部名	支部長意見	評議会における意見
		にしていきたい。 ・準備金残高が積みあがっている中、平均保険料率10%維持すべきという支部が大半ではあるが、消極的な賛成であるとする。現被保険者で積み上げた準備金を、今後の短時間労働者の適用や健保組合解散など他の要因の備えとして、現被保険者に負担させることは疑問である。心情的には現被保険者のために保険料率を引き下げてほしいと考える。
鳥取	9. 9 3 % (9. 6 8 %) 1. 意見の要旨 鳥取支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.68%から0.25ポイント引き上げ、9.93%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 加入者及び加入事業所を取り巻く環境は、給与水準は上がっているものの、物価の高騰や人員不足などが継続しており、従来からの厳しい状況は変わっていない。このような状況を踏まえ、鳥取支部評議会においては平均保険料率引き下げの意見もあったが、今後の協会けんぽの財政を取り巻く情勢などを勘案し、平均保険料率10%が負担できる上限であり、これを中長期に出来るだけ長く維持していくという観点から、平均保険料率10%を維持するとの意見が大勢を占めた。 当職としてはこれらの意見を踏まえ、平均保険料率10%を維持し、その基準によって算出された令和7年度鳥取支部保険料率は、前期比+0.25%と大幅な引き上げとはなるが、やむを得ないとするものである。 一方で、加入者及び加入事業所の実質の負担軽減を図るとともに健康を一層増進していくため、国庫補助率の20%への増額要求の継続、「保健事業の一層の推進について」で示された事業を初めとして、更なる保健事業	【評議会の意見】 ・社会情勢や将来予測を踏まえると9.93%とすることはやむを得ないが、鳥取支部の加入者及び事業主にとって0.25%の引き上げは非常に厳しいものであり、これ以上の負担増は容認できないため、国庫補助率の引き上げ及び加入者の健康増進や負担減に資する施策の強化、拡充を行っていくことを強く望む。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・準備金等を疾病予防や医療費の削減に繋がる前向きな新たな取り組みに有効に活用いただきたい。 ・インセンティブ制度の在り方や内容について検討いただきたい。 (事業主代表) ・保険料率は下げていただきたいのが本音であるが、少子高齢化等の社会情勢や将来予測を踏まえると、医療保険制度を安定的に運営していく上では準備金を持っておいたほうが良いのは事実であるため、非常に消極的な考えではあるが、今回の料率については受け入れるしかないというものである。 ・国庫補助率が2010年度から16.4%であるが、貨幣価値が当時とは変わってきているため、引き上げを検討して欲しい。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	の充実を望む。	・企業としては人件費が上がっていくばかりで売り上げは伸びておらず、そういった状況も踏まえて料率に反映していただきたい。 (被保険者代表) ・保険料率の上昇については、苦しさもあるが、今後、将来の予測を踏まえれば致し方ないと思う。 ・日頃より自分たちの健康を増進するとか、早い段階でメンテナンスをする等、保健事業を通じて皆様の意識や行動が変容し、医療費の削減や料率に繋がっていくと良い。
島根	9.94% (9.92%) 1. 意見の要旨 島根支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.92%から0.02ポイント引き上げ、9.94%とすることについて妥当と考えます。 2. 理由等 令和7年度の保険料率は、引き上げになったものの、平均保険料率10%以下を維持することができたため評議会では容認されたが、その要因としてはインセンティブや精算による影響が大きく、楽観視できないものと認識している。 島根県の医療費は依然として全国でも上位にあり、引き続き支部の課題解決に注力し保険料率の抑制に取り組む所存。	【評議会の意見】 ・島根支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.92%から0.02ポイント引き上げの9.94%とすることに賛成である。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・昨年度に続いて、インセンティブ制度で上位に位置したことはすごいことである。 (事業主代表) ・平均保険料率が10%での支部の保険料率に関しては、意見や議論する余地があるのかとは感じた。また、昨年度と同様にインセンティブ制度による引き下げによる影響が大きくあり評価できるが、来年度以降の同制度による料率への影響には懸念がある。 ・主な支出となる医療給付費を今後、どうしていくかが重要と考える。 ・企業、団体における健康推進の活動が少しずつ結果として出てきている部分もあるかと思われる。今後、より健康推進に関する広報、情報発信を実施

支部名	支部長意見	評議会における意見
		いただきたい。 (被保険者代表) ・料率に対する議論よりも、今後の医療給付費をいかにしていくかの議論が重要であるとする。 ・保険料率は当然、低ければ低いほどに被保険者側としては良いものではあるが、現行の制度を中長期的に維持していくための料率としては妥当と考える。 ・保険料率が平均以下に留まったことについては、歓迎すべきことである。ただし、公平性の観点から、保険料率に地域差があることは適切ではなく、全国一律とすべきという考えである。都道府県ごとの実情に応じて医療費適正化の取組みを推進するという制度趣旨は理解できるものの、保険料率の高い支部と低い支部の傾向はここ何年も変化がなく、各支部の医療費適正化の取組みが地域差の解消に繋がっているとは思えない。また、インセンティブ制度においても、指標の一部であるジェネリック医薬品の使用割合などは、加入者や事業主の努力とは無関係な数字である部分が大きく、指標として適切かどうかは疑問である。インセンティブ制度の見直しも必要ではないか。さらに、国庫補助率は現行の16.4%から上限の20%にまで引き上げるべきである。
岡山	10.17% (10.02%) 1. 意見の要旨 岡山支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.02%から0.15%ポイント引き上げ、10.17%とすることは、やむを得ないと考えます。	【評議会の意見】 ・岡山支部保険料率変更については引き下げが一番であるがやむを得ない。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・中小企業の実質賃金の状況も踏まえると保険料率引き下げも検討すべき。 ・将来の財政状況等のリスクを考慮すると、保険料率引き上げもやむを得ない。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 医療の高度化や後期高齢者支援金の増加等の予断を許さない社会情勢において岡山支部の健康保険料率を引き上げることが、やむを得ないと考えます。 ただし、中小企業は実質賃金が上がった実感がわからない中で、保険料率が引き上がることへの負担感は大い。 岡山支部といたしましては、評議会で頂戴しました意見を踏まえ、医療費適正化の強化等、各事業に取り組んでまいる所存です。	い。 (事業主代表) ・中小企業は、従業員の実質賃金引上げに苦しんでいる状況。保険料率引き下げの検討をお願いしたい気持ちはある。 ・中小企業は苦しい状況でも、防衛的賃上げを実施している状況にあり、保険料率の引き上げ幅は考慮いただきたい。 (被保険者代表) ・介護業界においては、介護報酬改定により改定率は上がったが、従業員の実質賃金は厳しい状況。中小企業の賃金が上がるタイミングで保険料率の引き下げも検討すべき。
広島	9. 9 7 % (9. 9 5 %) 1. 意見の要旨 広島支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9. 95%から0. 02%ポイント引き上げ、9. 97%とすることは、止むを得ない考える。 2. 理由等 今後、後期高齢者支援金の支出増加が見込まれることや被用者保険適用拡大、健保組合の解散等により、新たな財政負担が生じるおそれがあることから、平均保険料率10. 0%維持を前提に算出された保険料率9. 97%で致し方ない考える。 なお、来年度以降の平均保険料率の議論を行う際には、ここ1～2年の単年度黒字の増加や6兆円を超える見込みの準備金を踏まえると、短期的な議論になる懸念があり、安定的な協会の財政運営という観点で議論するのであれば、10年から30年程度の超長期的かつ社会情勢、経済情勢を反映	【評議会の意見】 ・令和7年度広島支部保険料率を9. 97%とすることに異議なし。 【評議員の個別意見】 (被保険者代表) ・同じ協会けんぽ加入者にもかかわらず、都道府県で保険料率が異なるのは不公平感がある。全国一律のほうがいいのではないかと。また、一律としないのであれば、保険料率の上限を設けて、上限を超えた部分を他の都道府県も負担し、お互いを支え合う制度としてもいいのではないかと。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	した試算方法（国やGPIF等が長期予測で使用している数値等を用いた試算）による数パターンのシミュレーションの方が、より客観的、長期的視点に立って議論できるのではないかと意見をいただいている。	
山口	10.36%（10.20%） 1. 意見の要旨 現行制度に則って、山口支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.20%から0.16%引き上げ、10.36%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 ①全国一律保険料率とすること、②予算と実績の収支差乖離が著しく大きい（予算と実績乖離の精算がなされていないこと）、③2年間周期で保険料率との変動が生じる精算方法への見直しといった意見は根強いものの、各支部意見を踏まえた運営委員会の決定及び現行ルール料率算定についての了解を得ている。	【評議会の意見】 ・以下の個別の意見が出され、令和7年度山口支部保険料率は了解ながら、制度の再検討が必要ではないかという意見が多かった。 【評議員の個別意見】 （学識経験者、事業主代表） ・保険料率やインセンティブ制度によって地域差をつける運用に見合う効果には疑問がある。時間やコストをかけて都道府県単位で保険料率を定めるのではなく、全国一律10%でよい。 （事業主代表） ・企業としてはコストダウンして努力しているが、穿った見方をすると、準備金を貯めるために保険料率を維持しているように見える。 ・準備金の5兆円をどのように使うのかが曖昧。今現在負担している人にどのように還元するのが1番の問題ではないかと思う。 （被保険者代表） ・制度の見直しがなく、保険料率引き下げ議論が深まらないのであれば、法定準備金を大きく上回る準備金の問題となる。将来的な予測として9兆円ほどの増加要因とあるが、予算時の収支差と決算時の収支差が2倍以上の2,500億円もずれている中で信頼性が乏しいことが問題ではないか。

支部名	支部長意見	評議会における意見
		(学識経験者) ・ 現行ルールでは山口支部はここ10年間10.2%前後がベースの保険料率である。令和5年と令和7年と変動幅が大きい。加入者からすればこのように保険料率が激変するのは厳しい。
徳島	10.47% (10.19%) 1. 意見の要旨 徳島支部の令和7年度保険料率を令和6年度保険料率の10.19%から0.28%引き上げ、10.47%とすることについて妥当と考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政は医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が継続しています。賃金の上昇は当面見込まれますが、加入者の平均年齢の上昇や医療の高度化により保険給付費の継続的な増加も見込まれています。さらに、団塊の世代の後期高齢者への移行による後期高齢者支援金の増加や、健康保険組合の財政状況悪化による協会けんぽへの移行が予想されます。また、短時間労働者等への被用者保険適用拡大により財政負担が生じる恐れもあり、できる限り長く平均保険料率10%を維持していくという中長期的な基本的スタンスは継続すべきと考えます。 ただし、令和6年度に続き、協会けんぽ支部保険料率の支部間差は1%を超えています。支部間差を縮小するため、現在実施している保険者努力重点支援プロジェクトの効果検証に基づき効果的な事業を早期に実施する必要があると思います。	【評議会の意見】 ・ 令和7年度徳島支部保険料率の10.47%はやむを得ない考える。 - ただし、今後展開する保健事業等に注力し、少しでも保険料率を抑制する取り組みを実施していただきたい。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・ 保険料率を抑制する保健事業に注力するにあたって、今まで以上に効果を意識して事業の選択と集中をしていただきたい。 ・ 今後の制度改正や環境変化を考えると、協会けんぽの負担が増えることが予想される。また、あわせて事業主、加入者の負担も当然増える。こうした負担をどうしていくのか協会としても議論していくことが必要であると感じる。 (事業主代表) ・ 保険料率の上昇はやむを得ない。支部として、保険料率を抑制できる事業に注力することが必要。 (被保険者代表) ・ 今回、保険料率が上昇するにあたり、インセンティブが働く結果になって良かった。今後も、インセンティブには注力し、少しでも保険料率の上昇抑制に取り組んでほしい。また、指標についても効果検証をしつつ、より効果

支部名	支部長意見	評議会における意見
		が出るようにしてほしい。 ・財政が厳しくなることがカウントダウンのようにひしひしと伝わってくる。今後も保険料率の抑制は難しいと思うが、無駄に医療費が使われないよう、周知広報を含め、事業に力を入れてほしい。
香川	10.21% (10.33%) 1. 意見の要旨 香川支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.33%から0.12ポイント引き下げ、10.21%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 地域性により医療費に差があり、都道府県単位保険料率に反映されることはやむを得ない考えるため。	【評議会の意見】 ・令和7年度の香川支部保険料率を10.21%に引き下げることにについて、異論はありません。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・地域性により医療費に差があり、都道府県単位保険料率に反映されることはやむを得ない考える。 (事業主代表) ・(特になし) (被保険者代表) ・(特になし)
愛媛	10.18% (10.03%) 1. 意見の要旨 愛媛支部の令和7年度保険料率を、令和6年度保険料率の10.03%から0.15ポイント引き上げ10.18%とすることについて、やむを得ない考えます。 2. 理由等 県内の中小零細企業の厳しい経営状況や、全国平均より低い賃金水準等	【評議会の意見】 ・令和7年度の愛媛支部保険料率について、10.18%でやむなし 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・令和7年度の保険料率が上昇することはやむを得ない考えるが、呼吸器系の疾患が医療費を押し上げ、令和7年度の保険料率上昇に寄与したとのことなので、今後事業を検討する際には、呼吸器系疾患を予防する事業や愛媛

支部名	支部長意見	評議会における意見
	を踏まえると、保険料率の引き上げは事業所の負担や加入者の家計を圧迫し大変厳しいものと受け止めています。 しかしながら、全国的に医療給付費は高い伸びで推移しており、愛媛支部においても一人当たり医療費が他支部に比べ高くなっていること、不安定な海外情勢等により、経済の先行きが不透明でこれまでのような保険料収入の増加が今後も続くとは限らないこと、今後も後期高齢者支援金の増加が見込まれ、高止まりすることを考慮するとやむを得ないと考えます。	県に多い疾患にターゲットを絞った対策を考えてもらいたい。
高知	10.13%（9.89%） 1. 意見の要旨 高知支部の令和7年度保険料率について、令和6年度の保険料率9.89%から0.24%引き上げて10.13%とすることについてはやむを得ないと考えます。 変更時期については、4月納付分からということに異論ありません。 2. 理由等 評議員の意見の大勢としては「現状の準備金残高、また被保険者や中小企業事業主の厳しい現況からすれば、もう少し保険料率を引き下げて欲しいところではあるが、世界情勢の不安定さや、少子高齢化の想定を上回る急速な進展などを考えると、今後できるだけ長く全国平均10%を維持する方針はやむを得ない」というものです。 またここ数年、高知支部として意見を申し上げていますが、毎年度、前々年度の支部別の収支差を精算し、一定幅のプラス・マイナスを繰り返す制度は改善すべきと考えます。高知支部の保険料率は、昨年、大きく引き下がったものの、今回は0.24%の大幅な引き上げとなりました。原因は、2年前の収支差であり、こうした「一喜一憂」を毎年繰り返すような状況は、中小企業には大きな負担であると考えます。改定は2年に一度といったも	【評議会の意見】 できるだけ長く平均保険料率10%を維持するよう中長期的な財政運営を見据えて、支部の保険料率を設定していただきたい。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・目先の準備金が積みあがっているとしても、何年か先に赤字になることが見えているので、できるだけ長く全国平均10%を維持する方針はやむを得ないと考えている。一方で、平均保険料率について維持と引き下げの両論併記をする支部が増えている。これは、この1、2年の物価高騰や人件費などのコスト上昇により、事業主を含めた生活者にとって、とにかく目先を乗り切るというのが大事であり、10年先のことを考える余裕がなくなっているのではと感じる。 （被保険者代表） ・2000年の初頭からすべての社会保障費は年々増加しているが、賃金はなかなか上がってこなかった。前回の評議会でも発言したが、中長期的な財政運営を視野に入れて、とにかく平均保険料率10%を維持するようにしていただきたい。維持をした結果、支部の保険料率10.13%はやむを得ないと考える。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	う少し安定した制度が望ましいと思います。また、いろいろな指標について、自県の改善状況だけではなく、他県との比較、つまり相対評価で決まるあり方も加入者にとってはわかりづらいと思います。安定的でわかりやすい、加入者が医療費抑制、適正化に努力しやすい制度改正を望みます。 また、収支の赤字構造が変わらないこと、少子高齢化の急速な進展を踏まえると、できるだけ長く全国平均保険料率10%を維持するため、国庫補助を20%に引き上げるべく、国に働き掛けていくことも大事だと思います。	・最低賃金を大幅に上げる話が出ている中で、物価高騰や人件費などのコスト増は経営者側にかなり厳しいところもあると考えるが、健康保険制度を維持する視点で判断するのであれば、平均保険料率10%維持を支部の見解とするのがよいのではないかと思う。
福岡	10.31% (10.35%) 1. 意見の要旨 福岡支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.35%から0.04%ポイント引き下げ、10.31%とすることは妥当と考えます。 2. 理由等 福岡支部評議会においては、財政基盤の脆弱性により多額の国庫補助が投入されていることや、医療の高度化等による保険給付費の継続的な増加や高齢者に係る支援金が今後も増大する見込みであることを鑑みれば、平均保険料率10%の維持についてはやむを得ないとの意見が大勢を占めました。その上で、将来の医療費適正化に向けた施策のより一層の充実化を図りつつ、抜本的な医療保険制度の見直しや国庫補助の引き上げ等について国へ働きかけを行うことで、安定的な財政運営につなげていくことが重要であると考えています。 一方で、中小企業においても人材確保等に向けて賃上げを図る中、社会保障費の増大と物価上昇により加入者の生活が依然として苦しい状況にあり、準備金残高が年々積み上がっている現状を踏まえれば、事業主及び加入者の負担軽減を図るため、時限的に準備金を減らしてでも保険料率を	【評議会の意見】 ・福岡支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.35%から0.04%ポイント引き下げ、10.31%とすることは妥当と考えます。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保険料率について、今後の保険給付費や支援金の増大を踏まえると、当然、中長期的に平均保険料率10%を維持することが望ましい。 ・保険料率については、できるだけ引き下げてほしいが、高齢化が進んでいく状況をみると妥当である。 (事業主代表) ・平均保険料率については10%維持で妥当以外の言葉は思いつかない。今保険料率を引き下げてもすぐに上げないといけないことは目に見えているため、これからの若い世代に負担を先送りするようなことはやめるべき。 ・中長期的に保険給付費や支援金が増大していくことが見えているのだから、準備金が積みあがった場合に国庫補助を減らされる点について、やめていただくよう強く国へ要望してほしい。また、過去の経緯を踏まえると、保

支部名	支部長意見	評議会における意見
	引き下げてもらいたい、との意見も出されています。 足元では、賃上げによる賃金の上昇が当面は見込まれるものの、経済の先行きの不透明さ等により、今後の保険料収入推移の予測が難しいことや、今後も保険給付費及び後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること等を考慮すれば、公的医療保険制度を安定的に運営する上で、保険料率の引き下げには慎重な判断が求められるところであり、これらの状況を勘案すれば、引き続き平均保険料率10%を維持することはやむを得ないものと考えます。 当支部としましては、令和7年度の支部保険料率について、前年度比で引き下げとなるものの、全国平均より高い状況にあることから、一人当たり医療費が全国平均を大きく上回る現状を踏まえ、医療費・健診データ等の分析に基づき自支部の取り組むべき優先課題を明確にし、医療費適正化に向けた各種施策と加入者の健康づくりに資する保健事業の強化を積極的に推進していく所存です。 また、本部においては、令和7年度以降の健診体系の見直しや、重症化予防対策の充実・強化をはじめとする現役世代からの健康づくりと加入者サービスの向上に資する施策に取り組んでいただくとともに、持続可能で安定的な財政運営に向けて、国庫補助率の上限20%への引き上げについて、引き続き国へ強く働きかけていただくことを要望します。	保険料率の引き下げを行った場合に国庫補助率が引き下げられる可能性があるため、結果的に平均保険料率10%維持はやむなし。 (被保険者代表) ・今後の財政状況の見通しを踏まえると、平均保険料率10%維持についてはやむを得ない。可能な限り永く平均保険料率10%を維持していくためにも、国への国庫補助率引き上げの働きかけと、加入者の健康づくり等保健事業に力を入れて取り組んでいただきたい。 ・事業所の規模感に違いはあると思うが、中小企業の賃金は依然として増えていないし、物価も上昇し加入者の生活は厳しい状況。政府は物価高騰対策で色々な税金を投入しているが、協会けんぽに対する国庫補助も厳しいところを乗り切るうえで、暫定的に増やすことも必要。 ・被保険者の立場としては保険料率を下げるができるならば下げしてほしい。一方で、安定的な社会保障体制を継続していくことも大前提である。多分に準備金残高が積みあがっている中で、中長期的に収支を見ながら準備金が更に増えるようであれば、保険料率をどうしていくのかという議論は必要。
佐賀	10.78% (10.42%) 1. 意見の要旨 佐賀支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.42%から0.36%ポイント引き上げ、10.78%とすることは、支部評議会において都道府県単位保険料率のあり方について様々な意見を頂戴したものの、やむを得ないものと思料します。	【評議会の意見】 佐賀支部の令和7年度保険料率については、10.78%から引き下げていただきたいという意見が大勢を占めた。また、一部の評議員からは都道府県単位保険料率を撤廃し、全国一律の保険料率に戻すべきといった制度自体の見直しを求める意見も再々出された。様々な意見がありながらも、都道府県単位保険料率の在り方について今後も議論の余地があるという前提の上で、令和7年度保険料率を10.78%とすることはやむを得ないということで意見の

支部名	支部長意見	評議会における意見
	2. 理由等 ・令和7年度平均保険料率の設定に際し、佐賀支部の評議員の皆様からは「地域の医療費は医療提供体制を含め様々な要因が影響しており、単純に医療給付費が高いことをもって、佐賀支部の事業主・加入者に全国一高い保険料負担を求めることは、相互扶助の観点から容認できるものではない」、「協会けんぽの財政について、中長期的に考えるという基本スタンスは一定程度理解できるものの、積み上がり続けている準備金は、保険料率の引き下げや医療費適正化につながる事業への原資として使うべきと考える」、また、「これまで、佐賀支部の保険料率が高い原因について、医療費の高さを問題視した議論を長年重ねてきたが、結局のところ、健康保険制度を維持するためには、収入と支出のバランスが重要であることからすれば、各都道府県における保険料率の議論にとどまらず、法律や政策の制度設計自体を見直す時期に来ているのではないか」といったご意見を頂戴しています。 ・佐賀支部の令和7年度保険料率は、令和6年度から大きく引き上がる見込みであり、依然として佐賀支部は限界水準である平均保険料率10%を大きく超える保険料率が続くため、物価が高騰し実質賃金の増加が見通せない状況下において事業主・加入者への負担感が大きく、平均保険料率10%維持のみならず、引き下げも視野に入れた対応策や保険料率算定方法の見直し等、なお熟考の余地があったのではないかと思料します。 ・佐賀支部の加入者1人当たりの医療費は全国一高いことから、現行の保険料率算定方法では保険料率が全国一高くなることは理解できます。しかしながら、地域の医療費は医療提供体制等の要因が複合的に絡み合っており、協会発足以来の取組をもってしても明確な打開策が見い出せず支部間の較差が拡大する状況下にあつて、単純に医療給付費が高いことをもって全国一高い保険料負担を求めることは納得性がなく、国民的相互扶助の観	一致を見た。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・毎年度の保険料率の上下幅である小数点以下2桁の議論ではなく、大きな枠組みで議論をすべきであり、その過程で制度改革が必要であれば国との議論も必要と考える。 ・都道府県単位保険料率の較差拡大は受け入れがたい。保険料率の計算方法の見直しや準備金のあり方については、地方の実情を考慮して再考してほしい。 ・都道府県単位保険料率を撤廃し、全国一律の保険料率に戻すことを強く要求する。 (事業主代表) ・都道府県単位保険料率のあり方について制度的な見直しが必要と考える。 ・佐賀県は中小企業が多いため景気の上昇を感じにくい。全国と比較しても規模や状況が違うため、保険料率の設定に際しては、佐賀の実情を踏まえてほしい。 (被保険者代表) ・都道府県単位保険料率の上限と下限を決めて、その範囲内で設定する制度に改めてほしい。 ・後期高齢者支援金について、現役世代が当然のごとく負担させられていることに違和感を覚える。制度の見直しを要求する。

支部名	支部長意見	評議会における意見
	点から都道府県単位保険料率の制度自体を見直す時期に来ているのではないかと考えます。 ・また、本部におかれては、安定した医療保険制度を将来にわたり維持していくために、更なる医療費適正化への取組と並行して公的医療保険制度の抜本的な見直しや国庫補助率16.4%から本則上限の20%への引き上げの必要性等について、関係各方面への意見発信をより一層推進していただくようお願い申し上げます。 ・当職といたしましても、全国一高い保険料率の引き下げに向けて、自治体等関係機関とも協働のうえ、保険者機能を更に発揮していくとともに、本部との連携を強化しながら医療費適正化に資する事業を実施していく所存です。	
長崎	10.41%（10.17%） 1. 意見の要旨 長崎支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.17%から0.24%ポイント引き上げ、10.41%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 協会けんぽの財政については、協会けんぽ設立以来、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る財政の赤字構造が依然として解消されておりません。その上、人口構成の変化や医療の高度化による保険給付費の継続的な増加や後期高齢者支援金のさらなる負担、今後の収支見通しを踏まえれば中長期的な観点から、支部評議会においては、平均保険料率10%維持についてやむを得ないとの意見で一致しております。 令和7年度の長崎支部の保険料率は、平均保険料率10%を維持する中で前年度比0.24%ポイントの引き上げとなり10.41%となります。この要因	【評議会の意見】 ・中長期的な視点から、平均保険料率10%を維持した上で支部保険料率が0.24%ポイント引き上げとなることについてはやむを得ない。 - その上で、準備金を活用した保健事業の一層の推進に加えて国庫補助率の引き上げ等に向けた働きかけを継続していくことを要望する。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・医療にかかる人件費、薬剤費は今後も上がっていくため、医療費を抑えるには予防に向けた取り組みがより重要となってくる。また、協会けんぽの財政安定化のためにも、国庫補助率の上限20%への引き上げ、国庫特例減額措置の廃止について国に対してもっと強く働きかけていただきたい。 （事業主代表） ・令和7年度の長崎支部の保険料率が10.41%で、全国で3番目に高い保険料

支部名	支部長意見	評議会における意見
	としましては、令和5年度対前々年度（令和3年度）一人あたり医療費伸び率が全国3位となり、令和5年度の支部別収支の地域差分（精算）が大きくマイナスとなったこと、また、令和5年度対前年度（令和4年度）一人あたり医療費伸び率も全国6位と高い水準で推移していることから、今般の保険料率引き上げはやむを得ないと判断します。 一方、長崎県内の中小企業の厳しい経営状況や、全国平均より低い賃金水準を踏まえると、今回の大きな保険料率引き上げは事業主に大きな負担を強いることになり、また加入者の家計を圧迫するものと受け止めております。当職としましては、一人当たり医療費が全国平均を大きく上回る現状を踏まえ、医療費・健診データ分析等エビデンスに基づく事業を展開するとともに、事業主及び加入者の皆様のご理解とご協力のもと、関係機関・関係団体と連携した健康寿命の延伸につながる取り組みをさらに推進し、医療費の適正化に努める所存です。 本部におかれましては、持続可能で安定的な財政運営に向けて、国庫補助率の上限20%への引き上げ、国庫特例減額措置の廃止について、引き続き国へ強く働きかけていただくことを要望します。 今後も、評議員の皆様の意見を踏まえながら、保険者機能の発揮に最大限努めてまいります。	率となり、令和6年度からの引き上げ幅も大きく、非常に厳しい。所要保険料率の高さと、前々年度の精算が赤字になったことが保険料上昇の要因であると認識している。協会けんぽの財政構造から、平均保険料率10%維持はやむを得ない。保険料率の引き下げに向け、医療費を下げるよう努力するしかない。長期的に見てどうすれば医療費の抑制につながるか、取り組みについての議論が非常に重要である。 （被保険者代表） ・後期高齢者支援金の増加は想定されていた。医療費を抑えるためにこれから重要なのは若い世代への働きかけとなる。示された事業計画案・予算案に基づき、若年層から行動変容を促せるよう、保険者機能を発揮して取り組んでいただきたい。
熊本	10.12%（10.30%） 1. 意見の要旨 熊本支部の令和7年度保険料率 について、令和6年度保険料率の10.30%から0.18ポイント引き下げ、10.12%とすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 （1）協会けんぽの財政を中長期で考え、平均保険料率10%を維持することについては、評議会の理解を得ております。	【評議会の意見】 ・熊本支部の保険料率の変更は了承。ただし、保険料率の設定方法や医療保険制度の抜本的な見直しを求める意見があった。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・現行制度において10.12%は妥当。ただし、保険料率格差が9.44%から10.78%と大きく、インセンティブで全国2位の熊本支部であっても10%を

支部名	支部長意見	評議会における意見
	(2) 熊本支部の保険料率は、前年度比0.18ポイントの引き下げではあるものの、依然として全国平均の10%を上回っていることから、事業主及び加入者の皆さまへ、保険料率と医療費の関係、健康づくり、インセンティブ制度等について、引き続き、丁寧に説明し理解を広げる必要があります。 (3) 熊本支部は、特定保健指導の実施率が全国トップレベルであるにも関わらず、生活習慣病リスク保有率が全国ワーストレベルであることや、医療のかかり方において、特に時間外受診が多いことなど、課題の解決に向けた更なる取組も必要です。 (4) 他方、評議会では、都道府県間の所得格差等の調整及び保険料率格差の縮小のための更に一歩踏み込んだ制度の見直しや、医療保険制度全体の抜本的な見直しを求める意見が根強く、当職も、現行制度の検証と再検討、及び国等への更なる意見発信が必要と考えます。	超えてしまう現行の保険料率設定方法は見直す必要があるのではないか。 (事業主代表) ・人口減少の中で、今後も手厚い給付や保健事業を維持し、従業員の満足と健康づくりにつなげるためには、事業主として一定の負担は必要と考える。 ・企業経営においては、現預金は月商の3か月分が目安で、6か月分が上限と言われる。これを当てはめると、協会の準備金についても限度額設定等の検討が必要ではないか。 ・今回はインセンティブ制度による引き下げ効果が大きい。これを維持できるよう、加入者に分かりやすく伝えていただきたい。 (被保険者代表) ・引き下げではあるが、準備金の額や経営環境の厳しさを考えれば、保険料負担はもう少し小さくなって欲しいというのが正直な気持ちである。 ・最近のいわゆる手取り収入が注目される中においては、保険料率への関心も高まると思われる。引き下げとはいえ依然として10%を上回っているため、今まで以上に丁寧な説明をお願いしたい。 ・どうすれば保険料率が下がるのかを周知する必要がある。例えばリフィル処方箋は医療費を下げるのに効果的と思うが浸透していない。これをインセンティブ制度の指標とするなど、医療費抑制に直接効果がある取組を強化していただきたい。 ・支出における後期高齢者支援金の割合と今後の増加を考えると、保険料は加入者のために使うという保険の原則を念頭に、抜本的な制度の見直しについて国に対する意見発信を強めていただきたい。
大分	10.25% (10.25%) 1. 意見の要旨	【評議会の意見】 ・評議会全体としての取りまとめは行っていないが、以下の個別意見があつ

支部名	支部長意見	評議会における意見
	大分支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.25%を据え置き10.25%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 ・当支部保険料率については、以下のような意見があったが、インセンティブ制度による報奨金の獲得により、結果として据え置きとなっていることについてはやむを得ないと考えます。 ・中小企業では原材料費の価格高騰や人材確保のための防衛的な賃上げ等により事業者の負担が増加していること、また、加入者においては物価上昇や社会保障費の負担増等により賃金が上がっても可処分所得は増えない状況にあることなど、ともに大変厳しい状況にあることから、準備金残高の現状や直近の見通しを踏まえれば、加入者及び事業主の負担軽減を図る観点から、保険料率を引き下げるべきであるとの意見が当支部評議会において出されております。 ・また、都道府県単位保険料率は、都道府県ごとに地域の医療費を反映した保険料率を定めることにより、地域の実情を踏まえた医療費適正化の取組や保健事業の推進を促すために創設されたものですが、支部間の医療費格差の是正は必ずしも進んでいるとは言えず、当支部においては、平成24年度以降、負担の限界水準である10%を超える保険料率を長年にわたりお願いしており、今後、これ以上の負担が生じることになれば、加入者及び事業主の理解を得るのはこれまで以上に難しくなります。 ・こうした現状を踏まえ、当支部評議会においては、加入者及び事業主が平均保険料率10%であることを実感できるよう、都道府県単位保険料率に上限下限を設定し、保険料率の支部間格差の是正を図るべきとの意見や、準備金の活用等により保険料率へのインセンティブの付与を強化すべきとの意見も出されております。	た。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保険料率に支部間格差がかなり生じているため、全国一律の保険料率に戻すことも検討すべきであると考えます。 ・短時間労働者等への適用拡大など協会けんぽに一定の負担増が伴う制度改正が行われる際には、国庫補助率を20%に引き上げるなど、国が財政支援を行うように働きかけをしてほしい。 ・準備金の活用等により保険料率へのインセンティブの付与を強化することで、保険料率の支部間格差の是正につながるようにするべきである。 ・社会保険制度に保険料率の支部間格差があることに違和感を覚える。支部間格差を是正するために準備金を短期部分と長期部分に区分し、より多くの支部がインセンティブを獲得できるように準備金を活用することはコンセンサスが取れるのではないかと思います。 (事業主代表) ・年々支部保険料率が上がっている中で、7年度は据え置きとなったことは評価したい。 ・7年度収支見込みでは準備金がさらに積み上がるため、準備金の在り方を整理することが必要と考える。 ・平均保険料率について議論する際の収支見通しについて、半年ごとに作成するなどブラッシュアップしていくことが必要である。 (被保険者代表) ・国庫補助率を16.4%から20%に引き上げるような働きかけを行ってほし

支部名	支部長意見	評議会における意見
	・支部においては、引き続き、地域の実情に合わせた医療費適正化の取組を積極的に推進していくとともに、加入者及び事業主の理解を得るためにも、わかりやすく丁寧な説明に努めてまいる所存です。本部におかれましても、「保険者努力重点支援プロジェクト」の横展開と併せて、支部間格差是正に向けた取組や評議会意見に対するレスポンス等に、より一層努めていただくよう要望します。	い。支部の努力によりインセンティブを獲得できたことを評価したい。
宮崎	10.09%（9.85%） 1. 意見の要旨 宮崎支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.85%から0.24%ポイント引き上げ、10.09%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 協会の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれる状況において、今後も安定的な財政運営を行うためには平均保険料率10%維持は必要なものとする。 平均保険料率10%を基に算出された、令和7年度宮崎支部の保険料率については、インセンティブ制度による減算を受けられたことから、大幅な保険料率の上昇は抑えられたものの、令和5年度の支部別収支に基づく精算分の払い出しや、支部医療給付費が前年度に比べ増加したため、それに伴う保険料率が引き上げとなることはやむを得ないものと思慮する。 今後においても、保健事業や医療費適正化を中心に、保険者機能をより一層発揮するよう努め、医療費上昇の抑制に努めて参りたい。	【評議会の意見】 ・宮崎支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.85%から0.24%ポイント引き上げ、10.09%とすることについて、異論なし。 【評議員の個別意見】 （学識経験者） ・都道府県支部ごとの料率差が、1.3%以上あることに問題はないだろうか。事業所の努力のみで解決できない地域差の縮小など検討をお願いしたい。 ・インセンティブによる料率の差が大きく感じる。支部ごとでこれほどの差を生じさせることが妥当であるか改めて検証をお願いしたい。 （被保険者代表） ・医療費や給付費の2年前の精算により、後から保険料が大幅増となるのであれば、当初の保険料設定の仕方を検討してもよいのではないかと。

支部名	支部長意見	評議会における意見
鹿児島	10.31% (10.13%) 1. 意見の要旨 鹿児島支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の10.13%から0.18%ポイント引き上げ、10.31%とすることは、やむを得ないと考えます。 2. 理由等 令和7年度の鹿児島支部の保険料率が引き上がることとなる主な原因は、令和6年度の保険料率設定時ほど、収支差の精算の影響がなかったことやインセンティブ制度の報奨金が受けられなかったことです。 特に、特定健診と特定保健指導の実施率については、それぞれ47位と28位とインセンティブ制度の報奨金を受けることができなかった大きな原因となりました。 そのため、今後もより一層、事業主や加入者の皆様と連携を図りながら、特定健診及び特定保健指導の実施率向上に尽力してまいります。	【評議会の意見】 鹿児島支部の保険料率について、10.13%から0.18ポイント引き上げ、10.31%とすることはやむを得ないとする意見が多数だったが、一部の評議員からは、さらに準備金残高が積み上がることを考えれば、平均保険料率を引き下げて、鹿児島支部保険料率を引き下げるべきとの意見があった。 また、準備金を定期預金に預けるだけでなく、運用できるよう法律改正を強く要望するべきとの意見も出された。 【評議員の個別意見】 (学識経験者) ・保険料率を決める以前の問題として、準備金を定期預金に預けるだけでなく、運用ができるよう法律改正を強く要望するべきである。 ・保険料率の算定方法を事業主や加入者にしっかり広報を行うとともに、インセンティブ制度について併せて広報を行い、事業主や加入者の行動変容を促し、インセンティブを獲得する必要がある。その一環として、社労士会等の関係団体とも連携して広報を行うことも必要ではないか。 (事業主代表) ・準備金を法律等の制約で運用できないことは理解できるが、運用できるように変えていく必要がある。賃金や物価、保険料率の上昇で事業主の負担は限界にきている。 ・給与が上がれば、保険料が上がるという状況では、いつまでたっても加入者の可処分所得は増えない。保険料率の算定方法や準備金の運用等を見直すべきである。

支部名	支部長意見	評議会における意見
		(被保険者代表) ・加入者や事業主の努力だけでは、保険料率は下がらない。準備金の運用方法について、法律改正を含め要望をするべきである。 ・大企業が賃上げをして、採用の競争率が上がっている中で、中小企業もできるだけ賃上げを行っているが、追い付かなくなっている。
沖縄	9.44% (9.52%) 1. 意見の要旨 沖縄支部の令和7年度保険料率について、令和6年度保険料率の9.52%から0.08%引き下げとすることは、妥当と考えます。 2. 理由等 収入等見込額相当率のうち、令和5年度精算分が0.25%のプラス収支であったこと、また、第1号都道府県単位保険料率においても、令和6年度と比較して0.15%減少し、さらにインセンティブを得られた結果であることから、当該引き下げについては、妥当であると考えます。	【評議会の意見】 ・沖縄支部の令和7年度保険料率が、令和6年度保険料率の9.52%から0.08%引き下げられ、全国一低い保険料率となったことは、事業主・加入者にとって有難いことである。 【評議員の個別意見】 (事業主代表) ・今回全国一低い保険料率となったことは大変すばらしい。 令和7年度にインセンティブを得られたことは支部の取り組みの成果だと思う。その要因として、特定保健指導実施率が伸びたことは大きく、次年度も引き続きインセンティブを得られるように頑張っていたきたい。